

産業構造審議会知的財産分科会
意匠制度小委員会報告書

「画像デザインの保護の在り方について」

平成28年1月

産業構造審議会知的財産分科会
意匠制度小委員会委員名簿

浅見 節子	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授
大下 晋	日本知的財産協会常務理事 ヤマハ株式会社法務部長
大淵 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
古城 春実	桜坂法律事務所弁護士
茶園 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
永田 義人	一般社団法人情報サービス産業協会知財・法務委員会委員 株式会社野村総合研究所クラウドサービス本部 業務管理室上級専門スタッフ
西川 達哉	一般社団法人日本自動車工業会知的財産専門部会部会長 本田技研工業株式会社知的財産部四輪事業知財室長/主任研究員
林 千晶	株式会社ロフトワーク代表取締役
林 美和	日本弁理士会意匠委員会委員 TMI 総合法律事務所弁理士
平野 哲行	株式会社平野デザイン設計代表取締役社長
増田 勝弘	ゼブラ株式会社常務取締役CSR推進本部長
丸尾 弘志	日経BP社 日経デザイン編集長
水谷 直樹	水谷法律特許事務所弁護士・弁理士
和田 直子	一般社団法人電子情報技術産業協会法務・知的財産権委員会 デザインの法的保護タスクフォース主査 株式会社東芝研究開発統括部知的財産室戦略・渉外担当参事

(敬称略, 五十音順)

1. 本小委員会における検討の経緯

本小委員会では、平成 23 年 12 月 20 日以降、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ジュネーブ改正協定」という。）及び 1979 年 9 月 28 日に修正された 1968 年 10 月 8 日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定（以下「ロカルノ協定」という。）への加入並びに画像デザインの保護拡充の方向性について検討を行い、平成 26 年 1 月 31 日に報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」（以下「報告書」という。）を取りまとめた。また、報告書は、同年 2 月 24 日に知的財産分科会において了承された。

報告書では、画像デザインの保護制度の在り方については、法制的な枠組みと意匠制度を支える運用面の取組とによって実現される制度全体を念頭においた上で検討を進めることが必要であり、イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に着手することを前提としつつ、まずは、本小委員会の下部組織である意匠審査基準ワーキンググループにおいて、画像を含む意匠の登録要件について、意匠法第 2 条第 2 項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、具体的検討を行うこと、そして、その検討結果を本小委員会に報告し、実施・侵害行為等についての考え方と共に、本小委員会において更なる検討を行うこととした。

上記を受け、イメージマッチング技術を利用した画像を含む登録意匠の検索支援ツールの開発が行われ¹、また、意匠審査基準ワーキンググループにおける検討の結果として、現行法下における画像を含む意匠の登録要件を改訂意匠審査基準案としてまとめた、意匠審査基準ワーキンググループ報告書「画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂について」が取りまとめられた（平成 27 年 11 月 20 日）。

本小委員会においては、この意匠審査基準ワーキンググループの検討結果に基づき、意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方と併せて、画像を含む意匠の保護の在り方について検討を行った。

¹ 画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）

（独立行政法人 工業所有権情報・研修館を実施主体とするウェブサービスとして、平成 27 年 10 月 1 日から提供開始。 <https://www.graphic-image.inpit.go.jp/> ）

2. 意匠審査基準ワーキンググループにおける検討結果

意匠審査基準ワーキンググループでは、現行意匠法の規定の下で対応可能な意匠審査基準改訂の考え方が整理され、それを踏まえた、画像を含む意匠に関する改訂意匠審査基準案が作成された。(添付別紙1)

3. 画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方

上記意匠審査基準ワーキンググループにおいて作成された画像を含む意匠に関する改訂意匠審査基準案を念頭に、意匠審査基準を改訂した場合の影響について、意匠法等関係法令の制度趣旨及びこれまでに示された裁判例の考え方などに立脚しながら、関連規定の適用について想定される考え方がまとめられた。(添付別紙2)

4. 対応の方向性

現行意匠審査基準では、平成18年意匠法改正当時の状況を踏まえ、物品にあらかじめ記録された画像でないものは意匠を構成しないものとして取り扱い、物品に事後的に記録された画像や、パソコン等の電子計算機にソフトウェアをインストールすることで表示される画像等は、意匠登録の対象から除外している。

しかしながら、情報通信技術の急速な進展に伴い、機能の事後的なアップデートが可能な機器が増加したことに加え、スマートフォンやタブレットコンピュータといった小型高性能な電子機器（モバイルデバイス）の急速な普及を背景に、これらの機器にソフトウェアを追加することで、従来は様々な専用機が担っていた役割を一台の機器を核として実現し得る時代へと変化してきている。その結果、現在においては、これら機器が事後的に具備した機能についても物品の機能として理解する意識が社会に広まると共に、当該機能の実現のために用いられる画像についても、一定の保護ニーズが示されるに至っている。

意匠審査基準ワーキンググループにおいて作成された改訂意匠審査基準案は、こうした背景を踏まえ、従前の、物品にあらかじめ記録された画像に加えて、物品に事後的に記録された画像についても、意匠を構成するものとして取り扱

うことを趣旨とするものであり、同時に、ありふれた手法に基づいて創作されるような創作性の低い画像について意匠権が生じることのないよう、画像を含む意匠についての創作非容易性の判断基準を明確化するための対応を図るものであるから、上記現代社会の要請に基づき、現行意匠法の下で対応可能な画像を含む意匠の審査運用指針を適切に示したものと見える。

また、意匠の実施該当性や意匠権侵害についての判断は、個別の事案に応じて裁判所が行うものであるため、個別具体的なケースについての考え方を予断することはできないが、「参考資料 画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方」(添付別紙2)により、事業者等が画像を含む意匠を取り扱う際に留意すべき事項が明らかになったと考えられる。

さらに、画像を含む意匠の保護を拡大するにあたっては、事業者のクリアランス負担の軽減に向けた取組も併せて進められる必要があるが、イメージマッチング技術を利用した画像を含む登録意匠の検索支援ツールが平成27年10月1日から提供開始されており、登録意匠の調査に掛かる負担を軽減するための環境も、次第に整いつつある。

一方、この意匠審査基準の改訂による対応は、物品と意匠との一体性を前提とする現行意匠法の規定の下での対応であるから、クラウド等、ネットワークコンピューティングにおいて利用される画像などは、意匠登録の対象とはなり得ない。そのような画像については、法改正による保護の実現を望む声がある一方、物品から独立した画像について意匠権が付与された場合には、その影響がこれまで想定し得ないほど広範に及び過ぎるとの懸念も示されている。

以上を踏まえると、スマートフォンやタブレットコンピュータといったモバイルデバイスの利用が急速に拡大する中、物品の機能の変化に係る現代社会の要請に対応して意匠審査基準を改訂することにより、物品の機能の事後的なアップデートに伴う画像や、パソコン等の電子計算機にソフトウェアをインストールすることで表示される画像も意匠を構成するものとして取り扱うことは、法改正を要せずに迅速に実現可能な措置であると共に、画像を含む意匠について、現行意匠法の下で可能な最大限の保護と活用を図るために必要なことであるから、意匠審査基準ワーキンググループにおいて作成された改訂意匠審査基準案を、速やかに実行に移すことが適切である。

そして、その後の運用の状況を見定めつつ、今後更なる情報技術の進展やユーザーニーズの動向を注視しながら、画像デザインの保護を巡る意匠制度の在り方を、引き続きの検討課題とすることが適切である。

以上

(別紙 1)

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
意匠審査基準ワーキンググループ報告書

「画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂について」

平成 27 年 11 月

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループにおける検討経緯

産業構造審議会知的財産分科会¹の意匠制度小委員会では、平成23年12月20日以降、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ジュネーブ改正協定」という。）及び1979年9月28日に修正された1968年10月8日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定（以下「ロカルノ協定」という。）への加入並びに画像デザインの保護拡充の方向性について検討が行われ、平成26年1月31日に報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」（以下「意匠制度小委員会報告書」という。）が取りまとめられた。また、意匠制度小委員会報告書は同年2月24日に知的財産分科会において了承された。

意匠制度小委員会報告書では、画像デザインの保護制度の在り方について、法制的な枠組みと意匠制度を支える運用面の取組とによって実現される制度全体を念頭においた上で検討を進めることが必須であり、情報技術の発展等によって、物品の種類（パソコンとスマートフォン等）による保護のバランスを失しかねない状況に至っていることを踏まえ、意匠審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、本ワーキンググループにおいて画像を含む意匠の登録要件について具体的検討を行うこと、及び、その検討結果を意匠制度小委員会に報告し、実施・侵害行為等についての考え方と共に同小委員会における検討に付すことが示された。

これを受け、本ワーキンググループでは、現行意匠法の規定の下で対応可能な画像を含む意匠の登録要件について、上記①及び②の視点に基づく具体的検討を行った。

第4回ワーキンググループ 平成27年3月30日（月）

議事・画像の意匠の審査基準に関する検討の進め方について

- ・画像の意匠の創作非容易性判断基準の明確化について①
 - 「画像デザインの開発手法の実態に関する調査研究」の結果概要

第5回ワーキンググループ 平成27年4月24日（金）

議事・画像の意匠の創作非容易性判断基準の明確化について②

- 意匠審査基準改訂についての考え方
- 改訂意匠審査基準（案）
- ・画像デザイン意匠公報検索支援ツールについて

¹ 旧知的財産政策部会。平成25年7月の審議会組織見直しにより、名称変更された。

第6回ワーキンググループ 平成27年5月27日(水)

議事・画像の意匠の創作非容易性判断基準の明確化について③

- 改訂意匠審査基準(案)
- ・画像の意匠の登録要件(保護拡充)について①
- 意匠審査基準改訂についての考え方

第7回ワーキンググループ 平成27年7月24日(金)

議事・画像の意匠の登録要件(保護拡充)について②

- 改訂意匠審査基準(案)

第8回ワーキンググループ 平成27年11月20日(金)

議事・改訂意匠審査基準(第7部第4章 画像を含む意匠)(案)について

- ・意匠審査基準ワーキンググループ報告書の取りまとめ

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
意匠審査基準ワーキンググループ
委員名簿

- | | |
|----------|--|
| 井手 雄一 | 一般社団法人コンピュータソフトウェア協会
株式会社ワコム インテレクチュアルプロパティ・バイスプレジデント |
| 金子 俊幸 | 一般社団法人日本自動車工業会知的財産専門部会意匠分科会委員
日産自動車株式会社知的財産部課長 |
| 古城 春実 | 桜坂法律事務所弁護士 |
| 佐野 勝大 | 一般社団法人組込みシステム技術協会
株式会社ユビキタス代表取締役社長 |
| 関口 剛 | 一般社団法人日本デザイン保護協会専務理事 |
| 座長 茶園 成樹 | 大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻教授 |
| 永田 義人 | 一般社団法人情報サービス産業協会ビジネス基盤強化委員会知財・法務
部会委員
株式会社野村総合研究所クラウドサービス本部業務管理室上級専門ス
タッフ |
| 中原香通子 | 一般社団法人電子情報技術産業協会デザインの法的保護タスクフォー
ス委員
富士通株式会社法務・コンプライアンス・知的財産本部知的財産戦略統
括部マネージャー |
| 並木 克智 | 一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会
株式会社バンダイナムコエンターテインメント知的財産部ゼネラルマ
ネージャー |
| 林 千晶 | 株式会社ロフトワーク代表取締役 |
| 林 真紀 | 一般社団法人日本知的財産協会意匠委員会委員長
キヤノン株式会社知的財産法務本部契約渉外センター商標・意匠部商
標・意匠課 |
| 林 美和 | 日本弁理士会意匠委員会委員
TMI 総合法律事務所弁理士 |
| 増田 勝弘 | ゼブラ株式会社常務取締役CSR推進本部長 |

(敬称略、五十音順)

1. 画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂の考え方

(1) 登録対象の拡充（意匠法第3条第1項柱書、同条同項第3号、第7条）

現行意匠審査基準では、平成18年意匠法改正当時の状況を踏まえ、物品にあらかじめ記録された画像でないものは意匠を構成しないものとして取り扱い、物品に事後的に記録された画像や、パソコン等の電子計算機にソフトウェアをインストールすることで表示される画像等は、意匠登録の対象から除外している。

しかしながら、情報通信技術の急速な進展に伴い、機能の事後的なアップデートが可能な機器が増加したことに加え、スマートフォンやタブレットコンピュータといった小型高性能な電子機器（モバイルデバイス）の急速な普及を背景に、これらの機器にソフトウェアを追加することで、従来は様々な専用機が担っていた役割を一台の機器を核として実現し得る時代へと変化してきている。その結果、現在においては、これら機器が事後的に具備した機能についても物品の機能として理解する意識が社会に広まると共に、当該機能の実現のために用いられる画像についても、一定の保護ニーズが示されるに至っている。

このような、物品の機能に係る現代社会の理解の変化に対して、現行意匠法が許容する範囲内において意匠の審査運用を適応させ、画像を含む意匠のより適切な保護と活用を図るため、以下の点を中心とする意匠審査基準改訂の考え方をまとめた。

①工業上利用することができる意匠（意匠法第3条第1項柱書）

当初の製造出荷段階で物品にあらかじめ記録された画像のみならず、その後いずれかの段階で物品に記録された画像（事後的に記録された画像）についても、物品との一体性を有するもの、すなわち、意匠法第3条第1項柱書適用の要件としている「意匠を構成するものであること」の要件を満たすものとして取り扱う。

この場合、ソフトウェアのインストールにより記録された電子計算機の付加機能に係る画像についても、意匠を構成するものとして取り扱う。

他方、テレビ番組の画像やインターネットを通じて表示されるウェブサイトの画像など、物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの、及び、映画の一場面やゲーム等のいわゆるコンテンツを表した画像については、引き続き、物品との一体性を有さないもの、すなわち意匠を構成しないものとして取り扱う。

また、ネットワークコンピューティングによりクライアント端末である電子

計算機に表示される画像は、意匠法第2条第2項に規定する、一体として用いられる物品に表示される画像には該当しないものとして取り扱う。

②願書及び図面に記載すべき事項（意匠法第7条、第3条第1項柱書）

ソフトウェアのインストールにより記録された付加機能を有する電子計算機の画像について意匠登録出願する場合には、願書の「意匠に係る物品」の欄に「〇〇機能付き電子計算機」と記載して、付加機能（〇〇機能）を有する電子計算機であることを明記する。当該「〇〇機能」は、従来専用機において認められている物品の区分を参考としつつ、経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分により表される物品の機能と同等の、一の機能を記載する。

また、電子計算機（本体）とデータ表示機とが別体として構成された電子計算機の場合には、現行の意匠審査基準に則して、画像図のみの図面による出願を認める。

③類否判断（意匠法第3条第1項第3号）

画像を含む意匠の意匠に係る物品の類否判断は、以下の点に留意しつつ、現行の意匠審査基準における全体意匠及び部分意匠の類否判断の考え方を適用する。

- ・画像を含む意匠の場合には、意匠に係る物品の用途及び機能の類否に加え、当該画像の用途及び機能についても類否の判断を行う。
- ・付加機能を有する電子計算機と他の物品とは、物品としての用途及び機能が共通するかどうかを総合的に勘案して、それらが相互に類似の用途及び機能を実現できるものである場合には、意匠に係る物品が類似すると判断する。
- ・付加機能を有する電子計算機が、電子計算機以外のハードウェアの存在無しに、他の物品と同一又は類似の用途及び機能を実現することができない場合には、当該他の物品とは意匠に係る物品が類似しないと判断する。

なお、公知資料中に表された画像についても、それが電子計算機にインストールされたソフトウェアの画像と認められる場合には、付加機能を有する電子計算機（〇〇機能付き電子計算機）の意匠と認定し、出願の意匠との対比を行う。

（2）創作非容易性判断基準の明確化（意匠法第3条第2項）

画像を含む意匠の創作においては、その画像を介して実現しようとする物品の機能や使用者のユーザビリティの向上の観点で最も重要視され、そこに多く

のデザイン投資がなされているという近年の画像デザインの開発実態に鑑みると、そのような創作の成果が視覚的な特徴として現れた画像を含む意匠のみを適切に保護し、他方、ありふれた手法に基づいて創作されるような創作性の低い画像については、それらが独占権を有することがないように、できる限り意匠権による保護の射程から外し、当業者の自由利用に委ねることが重要である。

画像を含む意匠についての創作非容易性判断に係る審査基準の明確化を図るため、以下の点を中心とする意匠審査基準改訂の考え方をまとめた。

①画像を含む意匠に関する創作非容易性の判断手法の明確化

多くの審決において明示的に行われている判断手法を前提に、容易に意匠の創作をすることができたと判断する際の論理構成を明記する。

また、創作非容易性の判断主体について、意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界の意匠に関する通常の知識に加え、画像の創作に係る一般的知識についても含まれること、並びに、画像の創作過程においてよく見られる改変及びありふれた手法について、その典型的な考え方と事例を明記する。

②当業者の立場からみた意匠の着想や独創性を評価する際に参酌することができる事項

創作非容易性についての判断においては、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮する。

2. 改訂意匠審査基準案の取扱い

本ワーキンググループでは、現行意匠法の規定の下で対応可能な意匠審査の運用指針として、上記考え方を踏まえた改訂意匠審査基準案を作成した。(添付別紙)

当該改訂意匠審査基準案は、意匠制度小委員会に報告し、同小委員会において実施・侵害行為等についての検討及び意見募集手続を経た上で、適用することが適当である。

以上

改訂意匠審査基準（第7部第4章）（案）

第7部 個別の意匠登録出願

第4章 画像を含む意匠

74 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

- 2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。（第3項及び第4項略）

意匠法施行規則

様式第2 [備考]

- 8 物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。
- 39 （第1部「願書・図面」第1章「意匠登録出願」11「関連条文」参照）
- 40 意匠法第2条第2項の規定により物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する。

様式第6 [備考]

- 8 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）
- 9 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）
- 10 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）
- 11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8から10まで及び14に規定される画像図（意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 14 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）
- 21 各図の上部には、その種類に応じ「【正面図】」、「【背面図】」、「【左側面図】」、「【右側面図】」、「【平面図】」、「【底面図】」、「【表面図】」、「【裏面図】」、「【展開図】」、「【〇〇断面図】」、「【〇〇切斷部端面図】」、「【〇〇拡大図】」、「【斜視図】」、「【正

面、平面及び右側面を表す図]」、「【画像図】」等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。

様式第7 [備考]

- 4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から12まで、14及び18から23までと同様とする。

74.1 意匠を構成する画像

意匠登録出願の意匠に含まれる画像が、意匠法の保護対象となる意匠を構成するためには、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当しなければならない。

(1) 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること

(2) 意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するものであること

また、上記(1)又は(2)の条件に該当するためには、物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であることを要する。

(具体的な要件については、74.4.1.1.1「画像が意匠を構成するものであること」参照)

74.1.1 電子計算機の画像

電子計算機が本来的に有する機能は情報処理機能のみであるため、意匠に係る物品を「電子計算機」とする意匠の場合、任意のソフトウェア等により表示される画像は、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、及び、意匠法第2条第2項において規定する画像(物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合)のいずれにも該当しない。

一方、電子計算機は、ソフトウェアと一体化することにより、具体的な機能を有する新たな物品(付加機能を有する電子計算機)を構成することができる。この場合、当該物品に記録された画像は、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は、意匠法第2条第2項に規定する画像に該当し得るものとして取り扱う。

(具体的な取扱いについては、74.4.1.1.1.3「電子計算機に関する画像」参照)

74.1 意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる画像について

意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる画像については、具体的には以下の通り。

- (1) 画像を含む意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること(第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1

~~「物品と認められるものであること」参照)~~

- ~~(2) 物品の表示部に表示される画像が、以下の (i) 及び (ii) の要件を満たすこと~~
- ~~(i) その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること~~
- ~~(ii) その物品にあらかじめ記録された画像であること~~

74.1.1 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する意匠を構成するためには、当該画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行うものでなければならない。

物品の「機能」とは、当該物品（別表第一による物品の区分、またはそれと同程度の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「置時計」であれば、時刻を表示する機能が物品の「機能」である（【事例1】）。複数の機能を物品自体が備え持つ物品は、それぞれの機能が物品の「機能」であるといえ、例えばストップウォッチ機能付きの「腕時計本体」であれば、時刻表示機能、時間計測表示機能が物品の「機能」といえる（【事例2】）。

なお、意匠登録を受けようとする意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の記載等でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を果たすために必要な表示を行う画像についても保護を受けることができる（【事例3】）。物品の機能については、例えばデジタルカメラの撮影機能のほかに、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示等、機能と密接に関連した付随機能が存在するが、このような付随機能を果たすために必要な表示を行う画像についても、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とする（【事例4】）。

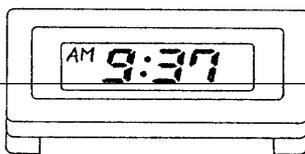
~~(注) 複数の機能を有する物品の取扱い~~

~~当該画像が物品のどの機能を果たすために必要な画像であるのか、その物品からは直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。~~

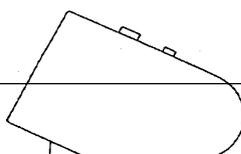
~~【事例1】~~

~~【意匠に係る物品】 置き時計~~

~~【正面図】~~



~~【右側面図】~~



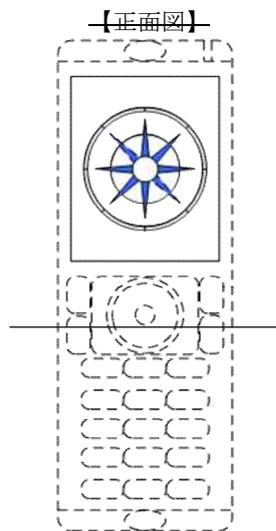
~~【事例2】~~

~~【意匠に係る物品】 腕時計本体~~

~~【正面図】~~



~~【事例3】~~ ~~【意匠に係る物品】~~ 携帯電話機

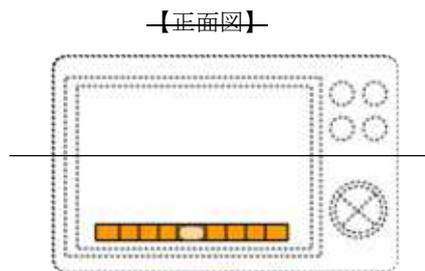


~~【意匠に係る物品の説明】~~

~~本物品は、方位計測機能を有する携帯電話機である。正面図中の表示部に表された図形は、計測した方位を表示するものであり、測定した方位に応じて磁針が回転する。~~

~~【事例4】~~

~~【意匠に係る物品】~~ デジタルカメラ



~~【意匠に係る物品の説明】~~

~~本物品は、カメラの傾きを感知する水準器機能を有するデジタルカメラである。正面図中の表示部に表された図形は、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示である。~~

~~撮影支援情報表示（水準器表示）~~

74.1.2 ~~物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること~~

~~物品の表示部に表示される画像は、その物品にあらかじめ記録された画像である必要がある。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、一体として用いられる他の物品からの信号による画像を表示したものなど物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの及び事後的に記録された画像を表示したものは、意匠を構成するものとは認められない。~~

~~また、物品から独立して創作され、販売されるビジネスソフトやゲームソフト等をインストールすることで表示される画像については、物品にあらかじめ記録されたもの（プリインストールされたもの）であっても、意匠を構成しないものとする。~~

~~（注）~~

~~①電子計算機の取扱い~~

~~物品から独立して創作され、販売されるソフトウェア（OSも含む）をインストールすること~~

~~で表示される画像（プリインストールされたものも含む）は、保護対象とはならない。~~

②ゲーム機の取扱い

~~—物品から独立して創作され、販売されるゲームソフトをインストールすることにより表示されるゲームの画像（ゲーム機にプリインストールされたものも含む）、ゲームを記録した記録媒体を挿入することにより表示されるゲームの画像は、保護対象とはならない。~~

~~なお、電池残量表示など、ゲームソフトによらないゲーム機本体の機能を果たすために必要な表示を行う画像であつて、物品にあらかじめ記録されたものについては、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる。~~

74.2 意匠法第2条第2項に規定する画像について

~~意匠法第2条第2項において、「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」と規定する画像については、具体的には以下の通り。~~

~~—（1）画像を含む意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）~~

~~—（2）物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること
物品の「機能」とは、当該物品（別表第一による物品の区分、またはそれと同程度の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「電話機」であれば、通信回線を通じ、指定された接続先と音声通話を実現することが、物品の「機能」である。複数の機能を物品自体が備え持つ物品は、それぞれの機能が物品の「機能」であるといえ、例えば「カメラ付き携帯電話機」であれば、通話機能、画像撮影機能、撮影画像表示機能及び通話メール送受信機能等が物品の「機能」といえる。~~

~~なお、意匠登録を受けようとする意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の記載等でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を発揮するための画像についても保護を受けることができる。~~

~~機能を「発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態（例えば、切符販売機であれば切符の発券ができる状態、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴を開始できる状態、及び、現金自動預入支払機の「振込機能」であれば振込の処理を開始できる状態等）であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態（例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態等）を保護対象に含まないことを意味する。~~

~~—「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えるこ~~

(別紙)

第7部 個別の意匠登録出願 第4章 画像を含む意匠

~~とをいう。したがって、操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない。ただし、当該画像が、当該物品の有する機能を果たすために必要な表示を行うものであって、当該物品にあらかじめ記録された画像である場合には、意匠法第2条第1項に該当する画像として保護対象となり得る(74.1「意匠法第2条第1項に該当する画像について」参照)。~~

~~なお、ここでいう操作については、操作の用に供されるものであることが画像全体について認定できれば足りるものであり、画像に含まれる操作用図形それぞれについてまで詳細に認定することを要さない。~~

~~複数の段階を経て物品の機能を発揮できる状態にする画像については、そのいずれの段階も機能を発揮できる状態にするためのものと認められるものであるから、当該画像が操作の用に供されるものであれば、保護対象となり得る。~~

~~また、複数の機能を有する物品においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮させるための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像と認められ、保護対象となり得る。~~

~~-(注)-~~

~~①複数の機能を有する物品の取扱い~~

~~当該画像がどの機能を発揮できる状態にするために用いられるものなのか、その物品からは直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。~~

~~②電子計算機の取扱い~~

~~電子計算機は、本来的な機能が情報処理であるため、電子計算機でソフトウェアを使用したり、インターネット検索を行うことは、電子計算機の情報処理機能を発揮させている状態に該当するので、電子計算機を介して表示されるこのような画像は保護対象とはならない。~~

~~③ゲーム機の取扱い~~

~~ゲームの画像は既にゲーム機能を発揮した状態の画像であるため、操作画像とは認められない。ただし、ゲーム機本体の設定用の画像等は物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像として保護される。~~

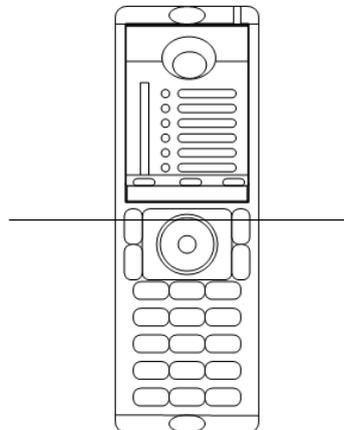
~~(なお、当該画像が、当該物品の有する機能を果たすために必要な表示を行うものであって、当該物品にあらかじめ記録された画像である場合には、意匠法第2条第1項に該当する画像として保護対象となり得る(74.1「意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる画像について」参照)。~~

~~-(3) 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること~~

~~部分意匠については、上記に加えて第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」の定義を参照されたい。~~

~~【事例】~~

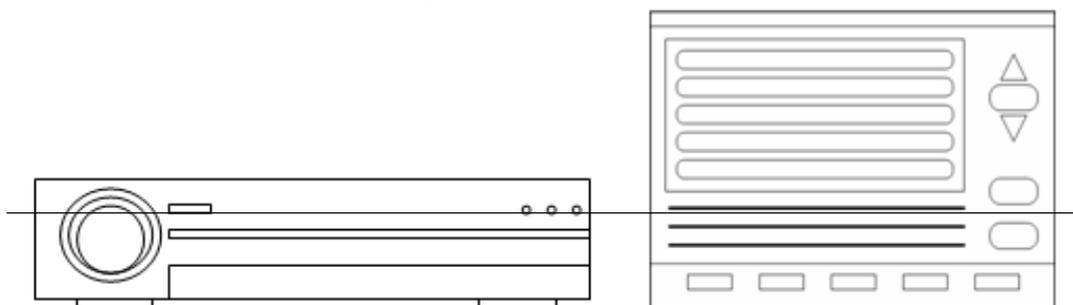
~~当該物品に表示される画像
「携帯電話機」~~



~~(物品自体が有する表示部に表示される画像の例)
※表示部に表示された画像は通話機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられることが前提となる。~~

~~【事例】~~

~~当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像
意匠法第2条第2項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像であって当該物品と一体として用いられる表示器等に表示される画像は保護対象とする。
「磁気ディスクレコーダー」~~



~~(当該物品と一体として用いられる物品(例、テレビモニター)に表示される画像の例)
※録画予約機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられる画像であることが前提となる。~~

74.2 74.3 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書・図面

74.2.1 74.3.1 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書の記載事項

(1) 「部分意匠」の欄(部分意匠の場合のみ)

画像を含む意匠について、意匠法施行規則様式第2備考8の規定により、部分意匠の意匠登録出願をする場合には、その旨を明示するために、願書に「部分意匠」の欄が記載されていなければならない。ただし、画像を含む意匠について、全体意

匠の意匠登録出願をする場合には、この限りではない。

(2) 「意匠に係る物品」の欄の記載

画像を含む意匠をについて意匠登録出願する場合には、その創作のベースとなる物品が意匠法の対象とする物品と認められなければならない。(「〇〇用画像」や「〇〇用インターフェイス」は意匠に係る物品に該当しない。)

願書の「意匠に係る物品」の欄には、意匠法第7条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。

例えば、ビデオディスクプレイヤーの意匠の創作において、意匠登録を受けようとする部分である画像が当該物品と同時に使用されるテレビ受像機に表示されるものであっても、権利の客体となる意匠に係る物品がは当該画像を含むビデオディスクプレイヤーであることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「ビデオディスクプレイヤー」と記載されていなければならない(本章 74.7.1.1「物品の区分によらない願書の『意匠に係る物品』の欄の記載の例」参照)。

① 付加機能を有する電子計算機の場合の「意匠に係る物品」の欄の記載

付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠について意匠登録出願する場合には、願書の「意匠に係る物品」の欄に、「〇〇機能付き電子計算機」と記載されていなければならない。この場合の「〇〇機能」は、その画像に係る機能であって、電子計算機への付加により実現される物品の機能であり、経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分により表される物品の機能と同等の一の機能とする。

② 付加機能を有する電子計算機の場合の「意匠に係る物品」の欄の記載として適切なものの例

- (a) 付加機能により「経路誘導機」と同等の機能を有するものである場合、
「経路誘導機能付き電子計算機」
- (b) 付加機能により「電話機」と同等の機能を有するものである場合、
「通話機能付き電子計算機」
- (c) 付加機能により「デジタルカメラ」と同等の機能を有するものである場合、
「カメラ機能付き電子計算機」
- (d) 付加機能により「歩数計」と同等の機能を有するものである場合、
「歩数計機能付き電子計算機」
- (e) 付加機能により「マルチメディアプレイヤー」と同等の機能を有するものである場合、「マルチメディア再生機能付き電子計算機」
- (f) 付加機能により「工作機械用数値制御器」と同等の機能を有するものである場合、「工作機械用数値制御機能付き電子計算機」
- (g) 物品の区分と同程度の付加機能(上記(a)～(f)参照)を同時に複数有する電子計算機において、それらの中から実行に移すものを選択、決定するた

めのメニュー画像について意匠登録出願する場合、「ホームメニュー機能付き電子計算機」

(3) 「意匠の説明」の欄の記載

変化する画像について、図面の記載のみでは変化の順序又は変化の様相が明らかでないときは、これらについての説明を記載する。

画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合は、意匠法施行規則様式第6備考11の規定に基づき、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載しなければならない。

(4) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

① 意匠法施行規則様式第2備考39の規定は、画像を含む意匠の意匠登録出願にも適用される。

したがって、画像を含む意匠の意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明が、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

② 画像が意匠法第2条第1項の規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものである場合、図面の記載のみでは当該画像が物品のどのような機能を果たすために必要な表示を行う画像であるか及び又は画像の用途、機能が明らかでないときは、これらについての説明を記載する。

意匠法第2条第2項に規定する画像の場合、当該画像が、その物品のどのような機能を発揮できる状態にするために行われる操作に係るものか、又また、操作方法について説明を記載する。(意匠法施行規則様式第2備考40)

③ 意匠法第2条第2項に規定する、その物品と一体として用いられる物品に表示される画像について意匠登録出願をする場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、「画像図に表す画像は、当該物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。」のように、一体として用いられる物品が表示機器である旨の説明を記載する。(「表示機器」は、出願の意匠に応じて、より具体的な物品名(例、テレビモニター、データ表示機、プロジェクタースクリーン、など)を記載して構わない。)

(5) 画像を含む意匠の意匠登録出願における図面等の記載

① 一組の図面

画像を含む意匠の意匠に係る物品全体の形態について、一組の図面が必要である。

また、画像は織物地のような平面的なものとは認められず、画像を【表面図】及び【裏面図】をもって一組の図面とすることはできない。

② 他の表示機器等に表示される画像の図

意匠法第2条第2項に規定する画像について、その物品と一体として用いられ

る表示機器等に表示される画像を表す図は、【画像図】として記載する。

【画像図】の輪郭は、当該物品と一体として用いられる表示機器等の表示部の外周縁とする。又また、【画像図】として画像を表すことができるのは、意匠法第2条第2項に規定する画像であって、意匠に係る物品が画像を他の表示機器に表示して当該物品の操作を行うものである場合に限られる。

③図の省略

以下の(i)から(v)のいずれかに該当する場合には、図の省略が認められる。

(i) 意匠法施行規則様式第6備考8に規定される同一又は対称である場合の一方の図の省略

(ii) 意匠法施行規則様式第6備考9の規定により認められた図の省略

(iii) 正面図、背面図、左側面図及び右側面図が同一の場合の、背面図、左側面図及び右側面図の省略

(iv) 意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合における、画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面又は一部の図の省略

したがって、意匠に係る物品と一体として用いられる物品(表示機器等)に表示される画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合、意匠に係る物品全体の形態についての一組の図面を省略することができる。すなわち、【画像図】のみのによる意匠登録出願が認められる。

(v) 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表現される図のうち、以下のイからハのいずれかに該当する図の省略

イ 正面図又は背面図のいずれか一方

ロ 平面図又は底面図のいずれか一方

ハ 左側面図又は右側面図のいずれか一方

④参考図

【意匠に係る物品の説明】の欄等、願書の記載だけでは意匠を十分に表現することができないときは、画像中の各部の用途及び機能や操作方法を説明する参考図を添付する。

その他、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.2.2「部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載」を参照されたい。

74.3 74.4 画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定

画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、画

像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。(全体意匠については第1部「願書・図面」第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照、部分意匠については、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.3「部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定」参照)

(1) 意匠に係る物品

当該画像を含む意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき、当該意匠に係る物品が有する用途及び機能を認定する。

(2) 「画像」の用途及び機能

「画像」の用途及び機能は、前記認定した画像を含む意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

(3) 「画像を含む意匠」の形態

「画像を含む意匠」の形態は、一組の図面及び断面図、斜視図、画像図等その他必要な図に基づいて認定する。

74.4 74.5 画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること
- (2) 新規性を有すること
- (3) 創作非容易性を有すること
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

74.4.1 74.5.1 工業上利用することができる意匠

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 意匠を構成するものであること
- (2) 意匠が具体的なものであること
- (3) 工業上利用することができるものであること

74.4.1.1 74.5.1.1 意匠を構成するものであること

意匠を構成するための要件については、第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」を参照されたい。

74.4.1.1.1 74.5.1.1.1 画像が意匠を構成するものであること

意匠登録出願の意匠に含まれる画像が、意匠を構成するためには、以下の

- (1) 又は(2)のいずれかに該当しなければならない。
- (1) 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定す

る物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること

- (2) 意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するものであること

74.4.1.1.1.1 74.5.1.1.1.1 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるためには、~~なければならない。物品の表示部に表示される画像が、以下の(i)及び(ii)全ての要件を満たしていなければならない~~す場合、当該画像は、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる。

- (1) 画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること(第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照)
- (2) 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること
- (3) 物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること

74.4.1.1.1.1 74.5.1.1.1.1 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する意匠を構成するためには、当該画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行うもの画像でなければならない。

物品の「機能」とは、当該物品(別表第一による物品の区分、また又はそれと同程度の区分による物品の区分を指す)から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「置時計」であれば、時刻を表示する機能が物品の「機能」である(【事例1】)。複数の機能を物品自体が備え持つ物品は、それぞれの機能が物品の「機能」であるといえ、例えばストップウォッチ機能付きの「腕時計本体」であれば、時刻表示機能、時間計測表示機能が物品の「機能」といえる(【事例2】)。

なお、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載等でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を果たすために必要な表示を行う画像についても保護を受けることができる(【事例3】)。

(別紙)

第7部 個別の意匠登録出願 第4章 画像を含む意匠

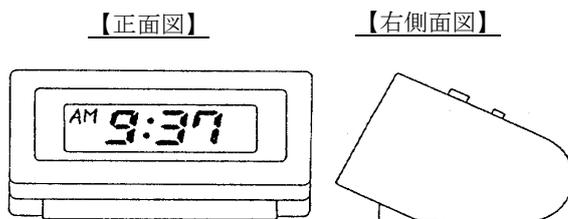
物品の機能については、例えばデジタルカメラの撮影機能のほかに、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示等、機能と密接に関連した付随機能が存在するが、このような付随機能を果たすために必要な表示を行う画像についても、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とする（【事例4】）。

（注）複数の機能を有する物品の取扱い

当該画像が物品のどの機能を果たすために必要な画像であるのか、その物品からは直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

【事例1】

【意匠に係る物品】置き時計



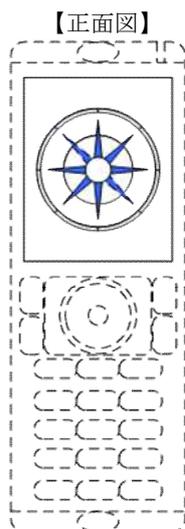
【事例2】

【意匠に係る物品】腕時計本体



【事例3】

【意匠に係る物品】携帯電話機



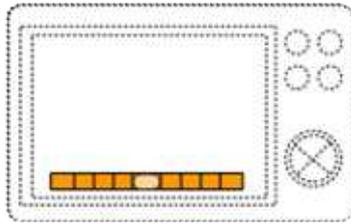
【意匠に係る物品の説明】

本物品は、方位計測機能を有する携帯電話機である。
正面図中の表示部に表された図形は、計測した方位を表示するものであり、測定した方位に応じて磁針が回転する。

【事例4】

【意匠に係る物品】デジタルカメラ

【正面図】



撮影支援情報表示（水準器表示）

【意匠に係る物品の説明】

本物品は、カメラの傾きを感知する水準器機能を有するデジタルカメラである。

正面図中の表示部に表された図形は、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示である。

74.4.1.1.1.1.2 74.5.1.1.1.1.2 物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること

意匠法第2条第1項において規定する意匠は、「物品（中略）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」であることから、物品の表示部に表示される画像は、その物品にあらかじめ記録された画像である必要がある（当該物品が有する機能に係るアップデートの画像を含む）。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、一体として用いられる他の物品からの信号による画像を表示したものなど物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの及び事後的に記録された画像を表示されたものは、意匠を構成するもの画像とは認められない。

また、物品から独立して創作され、販売されるビジネスソフトやゲームソフト等をインストールすることで表示される画面デザインについては、物品にあらかじめ記録されたもの（プリインストールされたもの）であっても、意匠を構成しないものとする。

74.4.1.1.1.1.2 74.5.1.1.1.1.2 意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するものであること

意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するためには、物品の機能を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像で以下のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）
- (2) 物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること

- (3) 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること
- (4) その物品に記録された画像であること

74.4.1.1.1.2.1 物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること

物品の「機能」とは、当該物品（別表第一による物品の区分、又はそれと同程度の区分による物品の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「電話機」であれば、通信回線を通じ、指定された接続先と音声通話を実現することが、物品の「機能」である。複数の機能を備え持つ物品は、それぞれの機能がその物品の「機能」であるといえ、例えば「カメラ付き携帯電話機」であれば、通話機能、画像撮影機能、撮影画像表示機能及び通話メール送受信機能等が物品の「機能」といえる。

なお、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像についても保護を受けることができる。

機能を「発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態（例えば、切符販売機であれば切符の発券ができる状態、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴を開始できる状態、及び、現金自動預入支払機の「振込機能」であれば振込の処理が開始できる状態等）であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態（例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態等）を保護対象に含まないことを意味する。

「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。したがって、操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない。（ただし、当該画像が、当該物品の有する機能を果たすために必要な表示を行うものであって、当該物品にあらかじめ記録された画像の場合には、意匠法第2条第1項に該当する画像として保護対象となり得る（74.4.1.1.1.1「物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること画像について」参照）。

なお、ここでいう「操作」については、操作の用に供されるものであることが画像全体について認定できれば足りるものであり、画像に含まれる操作作用図形それぞれについてまで詳細に認定することを要さない。

複数の段階を経て物品の機能を発揮できる状態にする画像については、そのいずれの段階も機能を発揮できる状態にするためのものと認められるものであるから、当該画像が操作の用に供されるものであれば、保護対象となり得る。

また、複数の機能を物品自体が備え持つ物品においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮できる状態にすさせるための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像と認められ、保護対象となり得る。

(注) 複数の機能を有する物品の取扱い

当該画像が物品のどの機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるものなのか、直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

74.4.1.1.1.2.2 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること

意匠法第2条第2項に規定する画像と認められるためには、意匠登録出願の意匠に係る物品(当該物品)の表示部に表示される画像か、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像であることを要する。

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像とは、当該物品の使用上の便宜の観点から、当該物品ではなく、当該物品の使用の際に同時に用いられる表示機器に表示される画像を指す。

例えば、テレビモニターに表示される磁気ディスクレコーダーの操作画像や、データ表示機に表示される付加機能を有する電子計算機の操作画像などが、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像に該当する。一方、ネットワークコンピューティングにより他の電子計算機上で用いられる画像の場合、電子計算機は情報処理を本来的機能とする物品であり表示機器に表示される画像とはいえないため、このような画像は、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像には該当しない。

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像について意匠登録出願をする場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、「画像図に表す画像は、本願の意匠に係る物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。」のように、一体として用いられる物品が表示機器である旨の説明を記載する。(「表示機器」は、出願の意匠に応じて、より具体的な物品名(例、テレビモニター、データ表示機、プロジェクタースクリーン、など)を記載して構わない。)

【事例1】

当該物品に表示される画像
「携帯電話機」



(物品自体が有する表示部に表示される画像の例)

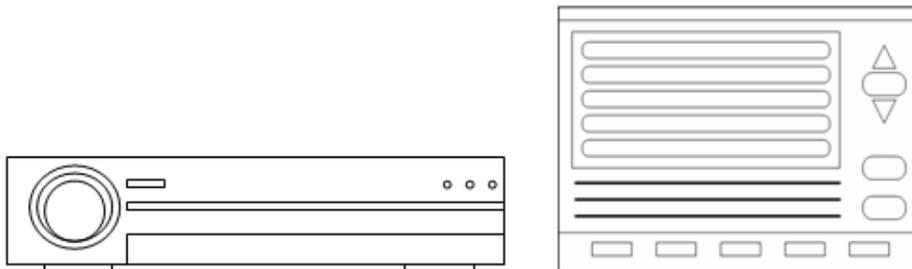
※表示部に表示された画像は通話機能等、意匠に係る物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供されることが前提となる。

【事例2】

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像

意匠法第2条第2項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であって当該物品と一体として用いられる表示機器に表示される画像は保護対象となる。

「磁気ディスクレコーダー」



(当該物品と一体として用いられる物品(例、テレビモニター)に表示される画像の例)

※録画予約機能等、意匠に係る物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像であることが前提となる。

部分意匠については、上記に加えて第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」の定義を参照されたい。

74.4.1.1.1.2.3 その物品に記録された画像であること

意匠法第2条第1項に規定する意匠は、「物品（中略）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」であることから、物品の表示部に表示される画像は、その物品に記録された画像である必要がある（当該物品が有する機能に係るアップデートの画像を含む）。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、他の物品からの信号による画像を表示したものなど、物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものは、意匠を構成する画像とは認められない。

【物品に記録された画像と認められない事例】

（ウェブサイトの画像）

**74.4.1.1.1.3 電子計算機に関する画像****74.4.1.1.1.3.1 電子計算機の画像**

電子計算機が本来的に有する機能は情報処理機能のみであるため、意匠に係る物品を「電子計算機」とする意匠の場合、任意のソフトウェア等により表示される画像は、情報処理を既に実行している画像であって、物品（電子計算機）の情報処理機能を果たすために必要な表示ではないことから、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当しない。

また、ソフトウェアにより表示される画像は、物品（電子計算機）の情報処理機能を既に発揮している状態の画像に該当するため、意匠法第2条第2項に規定する画像にも該当しない。

ただし、電子計算機の情報処理機能に係る BIOS（入出力のための基本システム）の画像や、ハードウェアとしての電子計算機の機能調整に関する画像（例えば、画面一体型の電子計算機における画面照度調整の画像等）については、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は、意匠法第2条第2項に規定する画像に該当する。

74.4.1.1.1.3.2 付加機能を有する電子計算機の画像

電子計算機は、それ単体では情報処理機能しか有さないものの、ソフトウ

(別紙)

第7部 個別の意匠登録出願 第4章 画像を含む意匠

ウェアと一体化することにより、具体的な機能を有する新たな物品を構成し得る。この電子計算機にソフトウェアをインストールすることにより、電子計算機が通常有する以外のハードウェアを要せずに成立する新たな物品を、付加機能を有する電子計算機と位置付ける。

付加機能を有する電子計算機については、情報処理機能のみならず、付加された具体的な機能を有する物品であることから、当該付加機能を果たすために必要な表示を行う画像である場合には、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当する。

また、当該付加機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像である場合には、意匠法第2条第2項に規定する、物品の操作の用に供される画像に該当する。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例1】

「歩数計機能付き電子計算機」



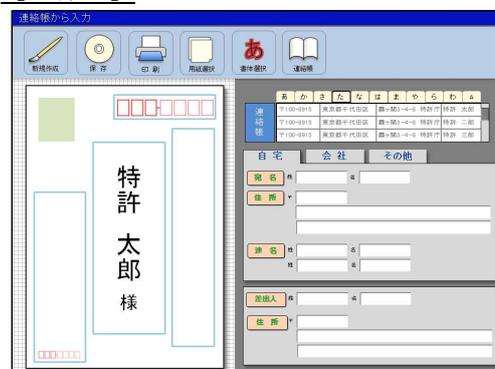
歩数計測データを表示する画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例2】

「はがき作成機能付き電子計算機」

【画像図】



アドレス帳からデータを入力し、宛名入力機能を発揮させるための画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例3】

「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」

【正面図】



(切削加工内容の設定を行うための画像)

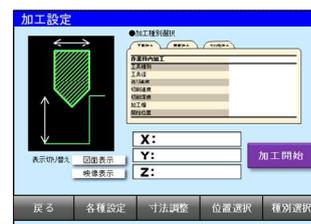
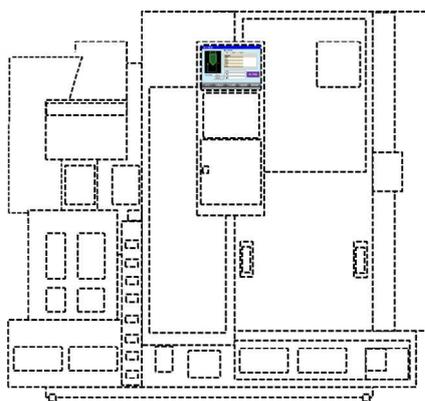
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成しないと判断する事例】

「マシニングセンタ」は、切削加工を用途及び機能とする物品であって、当該切削加工の実現のために電子計算機以外のハードウェアを必須の構成要素とする物品であることから、下図に示す意匠のような場合、意匠に係る物品を「マシニングセンタ機能付き電子計算機」や「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」として意匠登録を受けることはできない。このような意匠の場合、意匠に係る物品は「マシニングセンタ」となる。

【正面図】

【意匠登録を受けようとする部分の部分拡大図】



(切削加工内容の設定を行うための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】

- × 「マシニングセンタ機能付き電子計算機」
- × 「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」
- 「マシニングセンタ」

74.4.1.1.2 意匠を構成する画像に該当しないもの

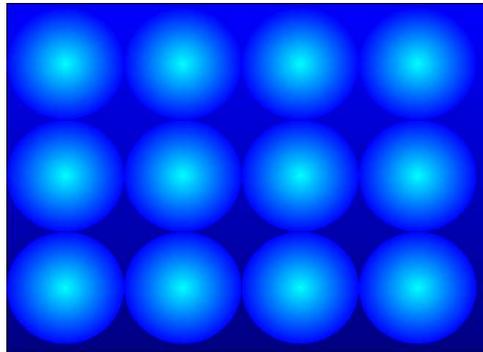
以下の画像は、意匠を構成する画像に該当せず、意匠法第3条第1項柱書の規定により意匠登録を受けることができない。

(1) 装飾表現のみを目的とした画像

装飾表現のみを目的とした画像は物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とは認められず、また、物品の機能を発揮するための操作にの用に供される画像とは認められないため、意匠を構成しない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

表示部の背景を装飾するための画像（いわゆる壁紙）

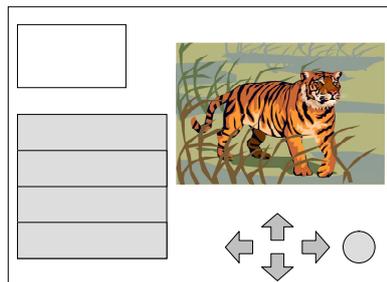


(2) 映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像

テレビ番組の画像、インターネットの画像など物品の外部からの信号による画像を表示したもの及び物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものは、物品にあらかじめ記録された画像ではないため、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。また、意匠法第2条第2項に規定する物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とも認められない。

意匠に含まれる画像中に、映画の一場面やゲームの画像等の物品から独立したコンテンツ（又はコンテンツと疑われるもの）が表示されている場合、当該コンテンツについては意匠に係る物品から独立したものであるから、当該コンテンツ部分については意匠を構成しないものとして取り扱うものとし、物品から独立したコンテンツを含む意匠については、第3条第1項柱書の拒絶理由を通知する。この場合にコンテンツを削除し、説明のための参考図等でコンテンツ表示部であることを示す補正は意匠の要旨を変更しないものとする。

【意匠に含まれる画像中にコンテンツが表示されている例】



【意匠に係る物品】 動画再生機

【意匠の説明】 (略) 画像図は、動画再生中に本物品のメニューボタンを押下したときに表示される録画機能を発揮するためのできる状態にするための操作画像を示す。右上に再生中の画像を表示しつつ、録画の設定をすることができる。(以下略)

【画像図】

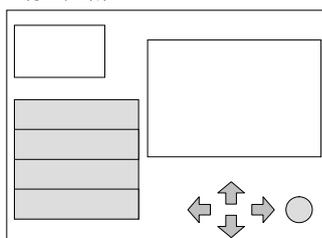
※その他の必要な図等は省略。

意匠に含まれる画像中に、物品から独立したコンテンツが表示されている意匠出願に対しては、審査官は第3条第1項柱書で拒絶理由を通知する。

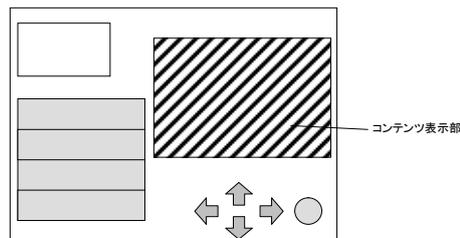
(参考) コンテンツ表示部を有する、画像を含む意匠の記載例

【意匠に係る物品】 動画再生機

【意匠の説明】 (略) 参考画像図中、斜線で示された部分は再生中の動画の表示部を示す。(以下略)



【画像図】



【参考画像図】 ※その他の必要な図等は省略。

(3) 汎用の表示器に表示された画像

汎用の表示器に、一体として用いられる他の物品からの信号による画像を表示したもの、物品に接続された記録媒体に記録された画像を表示したものなど、物品の外部からの信号による画像を表示したものは、表示器という物品にあらかじめ記録された画像ではないため、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。

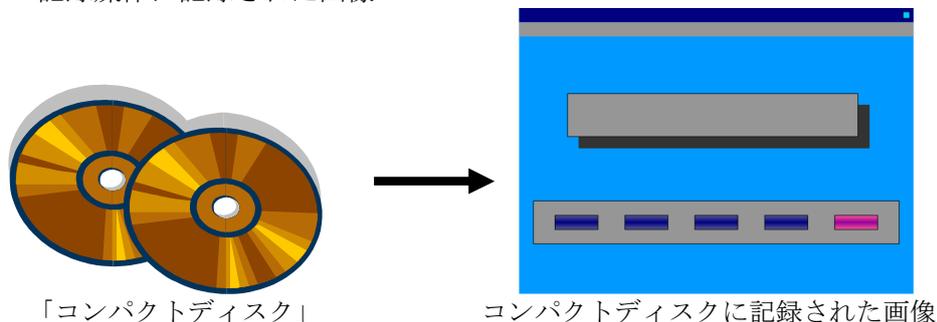
意匠法第2条第2項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作のに用いられる画像であって当該物品と一体として用いられる表示機器等に表示される画像は保護対象となるが、その場合、意匠に係る物品は表示器ではなく当該物品となる。したがって、汎用の表示器の表示部に表示された操作画像は、表示器の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像である場合を除き、意匠法第2条第2項に規定する物品の機能を発揮できる状態にするための操作のに用いられる画像とは認められない。

(4) 記録媒体に記録された画像

記録媒体は表示部を持たないため、記録媒体に記録された画像は、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。また、記録媒体という物品（例えば、コンパクトディスク等）は、その物品に画像に係る情報を記録することが可能であるものの、記録媒体自体は操作機構を持たないから、意匠に係る物品を記録媒体とした画像は、意匠法第2条第2項に規定する物品の機能を発揮できる状態にするための操作のに用いられる画像とは認められない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

記録媒体に記録された画像



~~(5) 電子計算機の取扱い~~

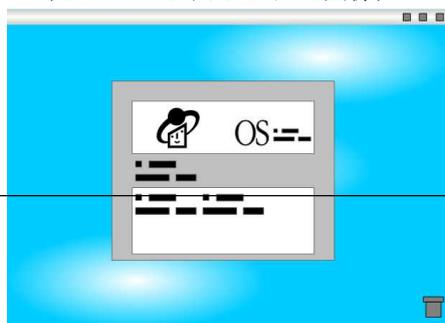
~~物品から独立して創作され、販売されるソフトウェア（OSも含む）をインストールすることで表示される画像（プリインストールされたものも含む）は、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。~~

~~また、電子計算機は、本来的な機能が情報処理であるため、電子計算機でソフトウェアを使用することは、電子計算機の情報処理機能を発揮している状態の画像に該当するため意匠法第2条第2項に規定する画像に該当しない。~~

~~【意匠を構成するものと認められない事例】~~

~~電子計算機により表示される画像~~

~~(OSにより表示された画像)~~



~~(インターネットを通じて表示された画像)~~



(6-5) ゲーム機に表示された画像の取扱い

物品から独立して創作され、販売されるゲームソフトをインストールすることにより表示されるゲームの画像(ゲーム機にプリインストールされたものも含む)、ゲームを記録した記録媒体を挿入することにより表示されるゲームの画像は、いずれも物品から独立したコンテンツであることから、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。

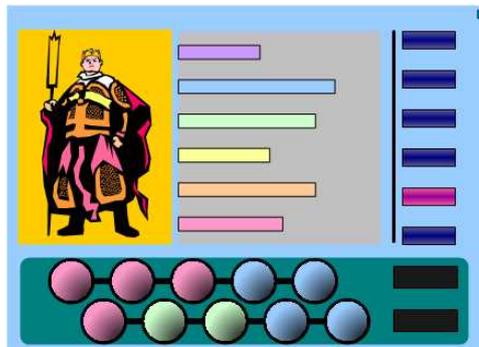
ただし、電池残量表示など、ゲームソフトによらないゲーム機本体の機能を果たすために必要な表示を行う画像であって、物品にあらかじめ記録されたものについては、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる。

また、ゲームの画像は物品から独立したコンテンツであることから、既にゲーム機能を発揮した状態の画像に該当するため意匠法第2条第2項に規定する画像にも該当しない。

ただし、ゲーム機本体の設定用の画像等は、意匠法第2条第2項に規定する物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像として保護される認められる。

【意匠を構成するものと認められない事例】

ゲームの機により表示される画像

**74.4.1.2 74.5.1.2 意匠が具体的なものであること**

第一に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から意匠登録出願の方法及び対象が画像を含む意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願

(別紙)

第7部 個別の意匠登録出願 第4章 画像を含む意匠

書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①から④についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

- ① 画像を含む意匠の意匠に係る物品
- ② 「画像」の用途及び機能
- ③ 部分意匠として「画像」の意匠登録を受けようとする場合には、その位置、大きさ、範囲
ただし、当該物品と一体として用いられる物品に表示される「画像」を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合であって、画像を意匠登録を受けようとする部分にするときは、当該物品と一体として用いられる物品に対する意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲は評価しない。
- ④ 「画像を含む意匠」の形態
願書の記載又は願書に添付した図面等の記載の正確性について、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

(1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

- ① 意匠に係る物品又は「画像」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
- ② 「画像」全体の形態が表されていない場合
- ③ 意匠に係る物品全体の形態が表されていない場合
- ④ 「画像」を含む、意匠に係る物品の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合(部分意匠の場合)
- ⑤ 「画像」が物品の表示部に表示されるものか、当該物品と一体として用いられる物品の表示部に表示されるものか明らかでない場合
- ⑥ 「画像」が変化する場合に、変化の順序、変化の態様が明らかでない場合

74.4.1.3 74.5.1.3 工業上利用することができるものであること

画像を含む意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなくてはならない。

74.4.2 74.5.2 新規性

意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、当該画像を含む意匠が公知の意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断することにより行う。

74.4.2.1 74.5.2.1 意匠法第3条第1項第1号及び第2号

画像を含む意匠が、公知の意匠に該当するか否かの判断を行い得るためには、公知の意匠の中に、原則として、意匠登録出願された画像を含む意匠の意匠登録出願の全体の形態が対比可能な程度に十分表されていれば新規性判断の基礎となる資料とすることができる。

なお、刊行物等の公知資料中に表された画像については、それが電子計算機にインストールされたソフトウェアの画像と認められる場合は、付加機能を有する電子計算機の画像の意匠として取扱う。

その他の判断基準については、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.1「意匠法第3条第1項第1号」及び22.1.2「意匠法第3条第1項第2号」を、部分意匠に関しては、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4「部分意匠に関する意匠登録の要件」71.4.2「新規性」71.4.2.1「意匠法第3条第1項第1号及び第2号」71.4.2.2「意匠法第3条第1項第3号」を参照されたい。

74.4.2.2 74.5.2.2 意匠法第3条第1項第3号

74.4.2.2.1 74.5.2.2.1 公知意匠と画像を含む意匠の類否判断

画像を含む意匠の場合、対比する両意匠が次の①～③の全てに該当する場合に両意匠は類似する。

- ① 対比する両意匠の意匠に係る物品が同一又は類似であること
- ② 対比する両意匠の画像の用途と機能が同一又は類似であること
- ③ 対比する両意匠の形態が同一又は類似であること

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、画像を含む意匠についても、意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

また、画像は、物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものであり、画像を含む意匠が類似するためには、対比する両意匠の画像の用途及び機能が同一又は類似でなければならない。

その他、画像を含む意匠の類否判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われる。

なお、複数の画像からなる変化する画像と変化を伴わない画像との類否判断及び変化する画像同士の類否判断は、変化する画像の変化の前後の態様も含めて総合的に観察して行う。

74.4.2.2.1.1 対比する両意匠の意匠に係る物品に関する類否判断

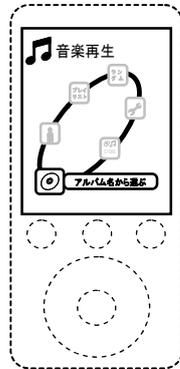
画像は、物品がその内部に電子的に有する機能を視覚的に具現化するものであり、当該物品の機能を実現させるためのものであるため、画像を含む意匠の場合には、意匠に係る物品の用途及び機能の類否に加え、そこに内包される当該画像の用途及び機能についても類否の判断を行う。

一般に、意匠に係る物品の用途及び機能に相違があるとしても、その相違が物品の形態上の特徴として現れないなど、意匠に係る物品の用途及び機能を総合的に判断した場合に考慮し得ないものである場合には、意匠に係る物品は類似すると判断する。一方、画像の用途及び機能が共通する場合であっても、比較の対象となる意匠の意匠に係る物品の用途及び機能を総合的に判断した場合に、当該画像の用途及び機能以外に明らかに異なる使用目的を含むなど、考慮すべき他の用途及び機能がある場合は、意匠に係る物品は類似しないと判断する。

例えば、付加機能を有する電子計算機の意匠の場合には、相互に付加機能が類似する場合に意匠に係る物品が類似し、また、付加機能を有する電子計算機以外の他の物品との関係においても、それ単体で当該他の物品と類似の用途及び機能を実現できるものである場合には、意匠に係る物品が類似すると判断する。一方、他の物品と同一又は類似の用途及び機能を実現するために、電子計算機が通常有する以外のハードウェアを必要とする場合には、両意匠の意匠に係る物品は非類似と判断する。

【物品が類似する例1】

公然知られた意匠



「音楽再生機」

(選曲方法を選択するための画像)

出願の意匠



「音楽再生機能付き電子計算機」

(選曲方法を選択するための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【物品が類似する例2】

公然知られた意匠



「携帯情報端末機」

(この物品は、音楽再生機能、スケジュール管理機能、カメラ機能を有しており、そのうち、音楽再生機能の選曲方法を選択するための画像)

出願の意匠



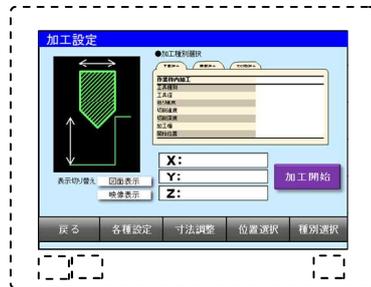
「音楽再生機能付き電子計算機」

(選曲方法を選択するための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【物品が類似する例3】

公然知られた意匠



「マシニングセンタ制御機」

(切削加工内容の設定を行うための画像)

出願の意匠



「マシニングセンタ制御機能付き
電子計算機」

(切削加工内容の設定を行うための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

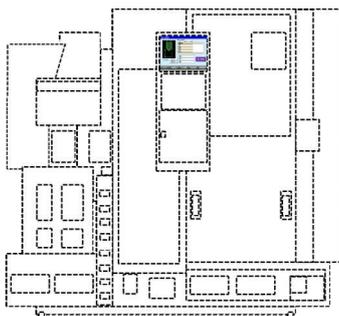
【物品が類似しない例】

公然知られた意匠

【意匠登録を受けようとする部分の部分拡大図】



【正面図】



「マシニングセンタ」

(切削加工内容の設定を行うための画像)

出願の意匠



「マシニングセンタ制御機能付き
電子計算機」

(切削加工内容の設定を行うための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

対比する両意匠の画像の用途及び機能が共通する場合であっても、付加機能を有する電子計算機（例、マシニングセンタ制御機能付き電子計算機）が、他の物品（例、マシニングセンタ）と同一又は類似の用途及び機能を実現するために、電子計算機が通常有する以外のハードウェア（例、切削加工のための機構）を必要とする場合には、両意匠の意匠に係る物品は非類似と判断する。

※ なお、この出願の意匠の場合、創作非容易性の要件に基づく拒絶の対象となる。

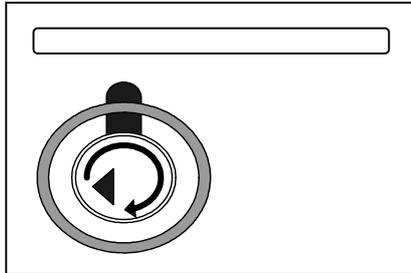
74.4.2.2.1.2 類似する意匠と認められるものの例

下記の事例については意匠が類似するものと認められる。

【事例1】

公然知られた意匠

【画像図】

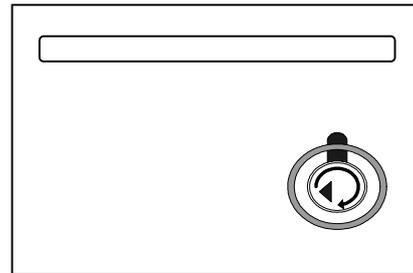


「デジタルビデオディスクレコーダー」

(映像編集機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像)

出願の意匠

【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」

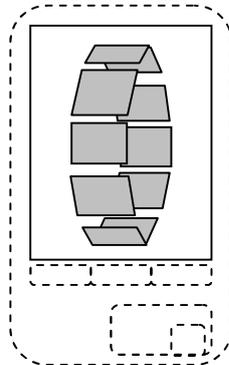
(映像編集機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例2】

公然知られた意匠

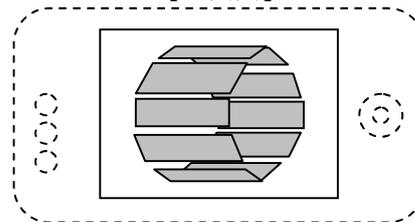
【正面図】



「携帯用ビデオプレイヤー」
(映像を選択するための画像)

出願の意匠

【正面図】



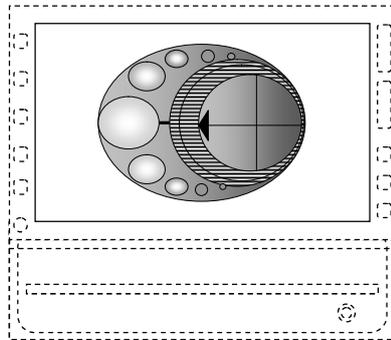
「携帯用ビデオプレイヤー」
(映像を選択するための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例3】

公然知られた意匠

【正面図】

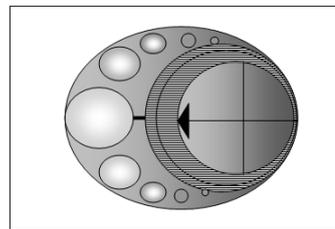


「車載用経路誘導機」
(物品自体の表示部に表示される
画像)

※意匠登録を受けようとする
部分の位置・大きさ・範囲
に特段の特徴が認められ
ない

出願の意匠

【画像図】



【正面図】



「車載用経路誘導機」
(当該物品と一体として用いられ
る物品に表示される画像)

※意匠登録を受けようとする部
分の位置・大きさ・範囲の評
価をしない

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

当該物品の表示部に表示される画像に係る意匠登録出願と当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像に係る意匠登録出願は類似することがある。

ただし、画像の形態が共通していても両者は全体に対する意匠登録を受けようとする部分の位置・範囲が異なり、類否判断に与える影響が大きいと考えられる場合は、両者は非類似と判断される。

【事例4】

公然知られた意匠



「付箋作成機能付き電子計算機」
(付箋用紙の選択を行うための画像)

出願の意匠

【画像図】



「付箋作成機能付き電子計算機」
(付箋用紙の選択を行うための画像)

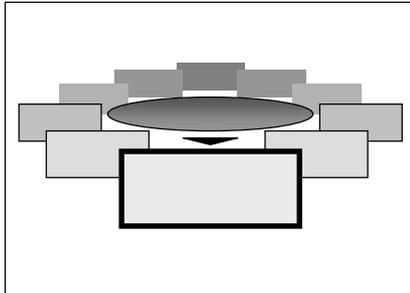
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

刊行物等の公知資料中に表された画像については、それが電子計算機にインストールされたソフトウェアの画像と認められる場合は、付加機能を有する電子計算機の画像の意匠として取扱う。

【事例4-5】

公然知られた意匠

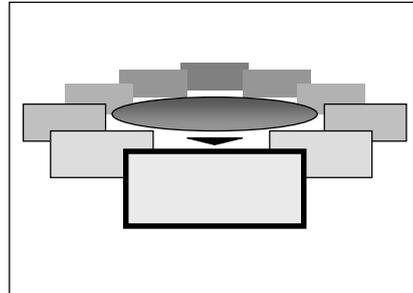
【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(各種設定の選択を行うための画像)

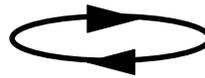
出願の意匠

【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(各種設定の選択を行うための画像)

※操作によって変化する画像



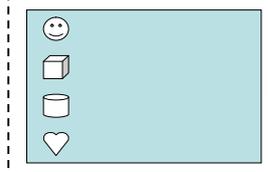
中央の長円形部の周囲を矩形のタイトル表示部
が時計回りに回転する変化をする画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

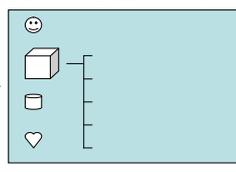
【事例5-6】

公然知られた意匠

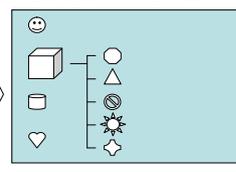
【画像図】



【変化した状態の画像図1】



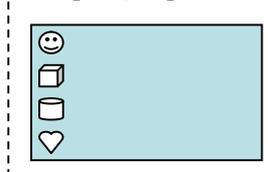
【変化した状態の画像図2】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

出願の意匠

【画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

公然知られた意匠が複数の画像からなる変化する画像であった場合、出願意匠との類否判断は、公然知られた意匠を構成する複数の画像の中の一部の画像との間で行う。

74.4.3 74.5.3 創作非容易性

意匠法第3条第2項の規定の適用についての判断は、画像を含む意匠（意匠法第2条第1項及び第2項により認められるもの全て。）の構成態様において、それらの基礎となる構成要素や具体的態様が本願出願前に公然知られ、又は広く知られており、それらの構成要素を、ほとんどそのまま、又は当該分野においてよく見られる改変を加えた程度で、当該分野においてありふれた手法である単なる組合せ、若しくは、構成要素の全部又は一部の単なる置換えなどがされたにすぎないものであるか否かを判断することにより行う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」を参照されたい。

74.4.3.1 その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について

画像を含む意匠について、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者とは、意匠登録出願の時に、本願意匠の意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界の意匠に関する通常の知識に加え、本願意匠と意匠に係る物品の異同を問わない画像に係る意匠(画像部分の用途及び機能、並びに、その形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合)に関しても、通常の知識を有する者をいう。

74.4.3.2 当該分野においてよく見られる改変とありふれた手法の例(1) 画像を含む意匠の分野においてよく見られる改変の例

形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について、

(a) 矩形角部の隅丸化、立体を模した陰影の付加、構成要素間の隙間の設置、隙間の幅の変更、プルダウン化など、細部の造形の変更

(b) 区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色など、色彩の単純な付加

(c) (a)及び(b)のよく見られる改変の単なる組合せ

(2) 画像を含む意匠の分野においてありふれた手法の例

(a) 置換

(b) 寄せ集め

(c) 配置の変更

(d) 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減

(e) 物品の枠を超えた構成要素の利用・転用

(f) フレーム分割態様の変更

(g) まとまりある区画要素の削除

(h) 既存の変化態様の付加

(i) (a)乃至(h)のありふれた手法の単なる組合せ

74.4.3.3 変化する画像について

なお、変化する画像についての意匠法第3条第2項の規定の適用についての判断は、変化の前後を示す各画像が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、変化の態様について当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるか否かを判断することにより行う。すなわち、以下の①、②の場合には、出願の意匠は容易に創作できたものとは認められず、意匠法第3条第2項の規定には該当しない。

①変化の前後を示す各画像が当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるが、変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化ではない場合

②変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるが、変化の前後を示す各画像は当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作することができたものでない場合

74.4.3.4 当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について

意匠法第3条第2項の規定の適用について判断を行うに際して、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮する。ただし、当該判断を行うにあたり、特徴記載書や意見書の記載を参酌する場合には、出願当初の願書及び図面の記載から導き出される範囲のものについてのみ考慮する。

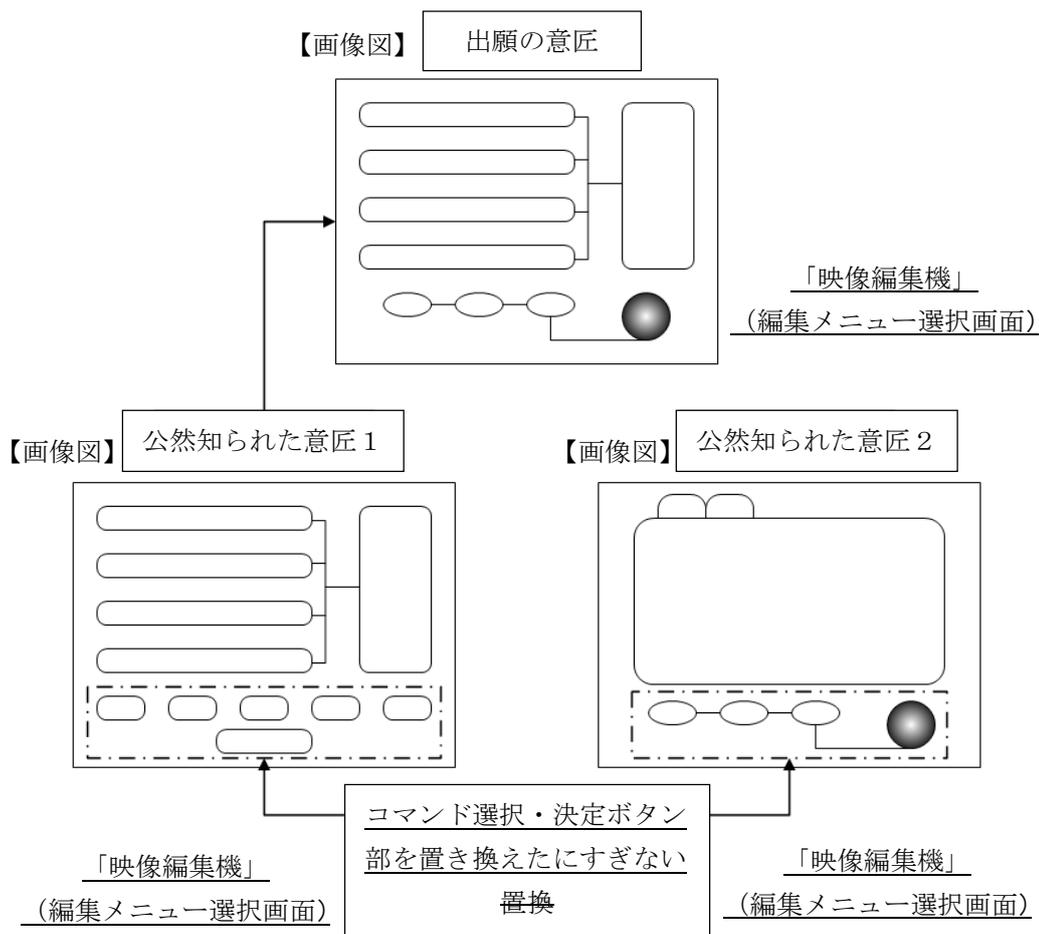
74.4.3.5 容易に創作することができる意匠と認められるものの例

① 置換による意匠

【事例】

公然知られた画像の一部を、他の画像の一部によりほとんどそのまま置き換えて、一つの画像を構成したにすぎない意匠

その意匠の属する分野において、画像の一部を他の画像の一部に置き換えることは、当業者にとってありふれた手法である。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

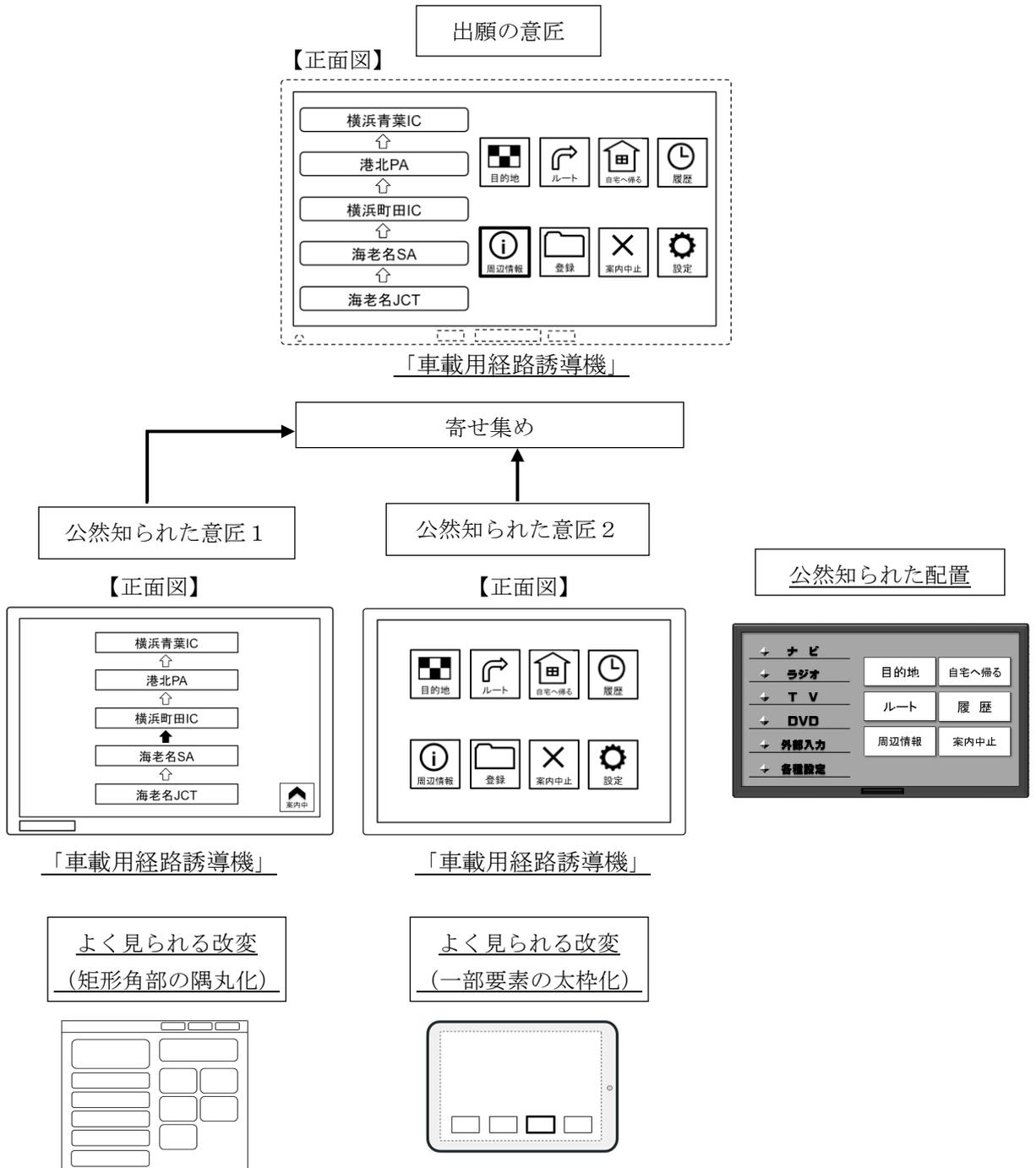
※新規に事例を差し替え

② 寄せ集めによるの意匠

【事例】

公然知られた画像を、よく見られる改変を加えて寄せ集めて、一つの画像を構成したにすぎない意匠

その意匠の属する分野において、複数の画像の一部を寄せ集めて一つの画像を構成することは、当業者にとってありふれた手法である。

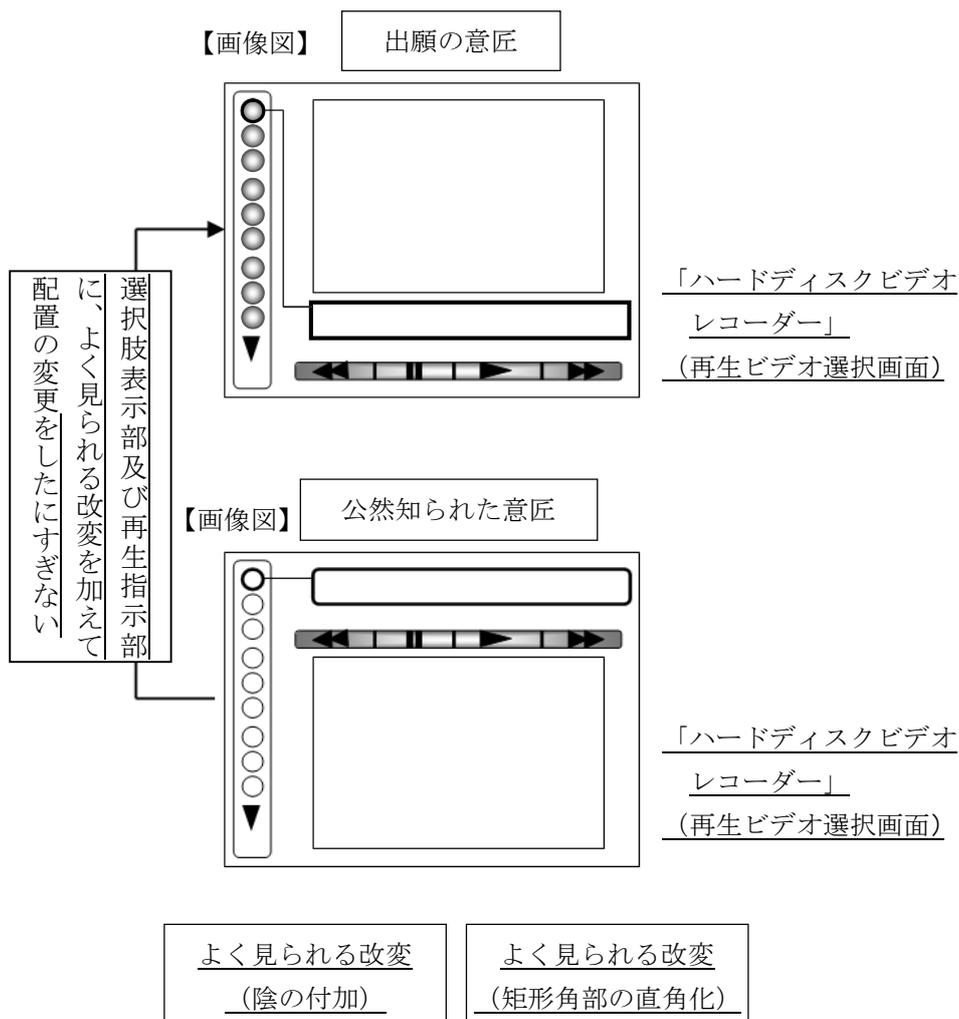


③ 配置の変更による意匠

【事例】

公然知られた画像の一部を、よく見られる改変を加えて、配置を変更して表したにすぎない意匠

その意匠の属する分野において、画像の一部の配置を変更することは、当業者にとってありふれた手法である。



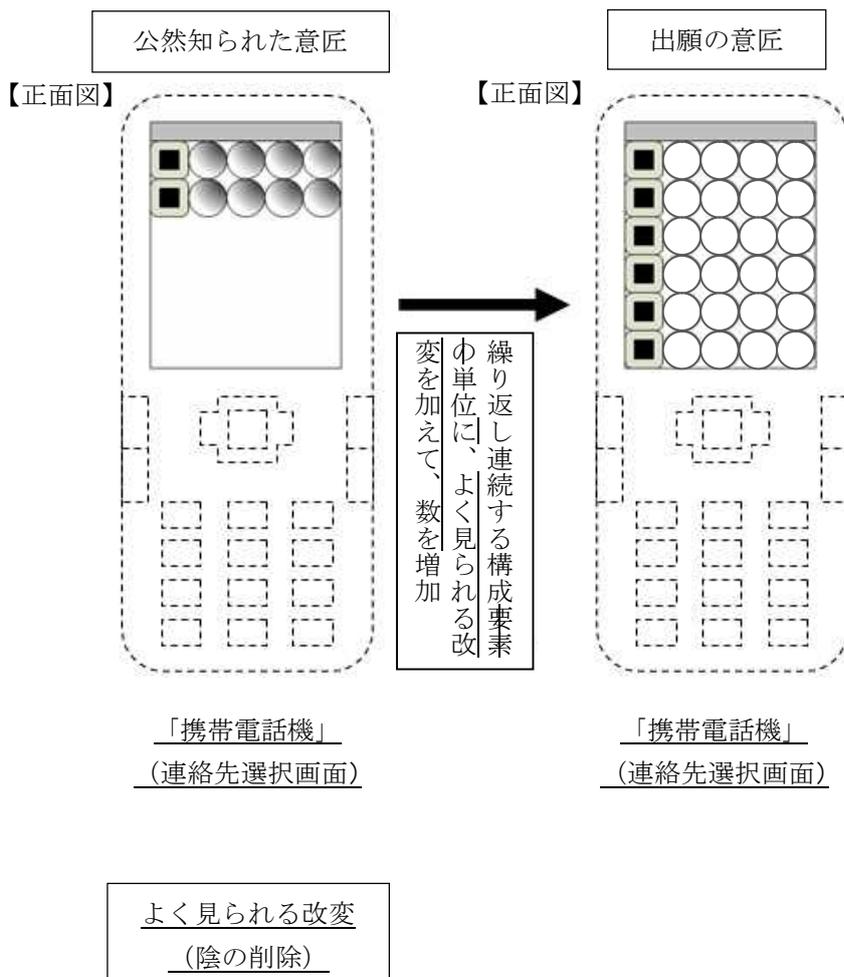
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

④ 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

【事例】

公然知られた画像の繰り返し連続する構成単位に、よく見られる改変を加えて、数を増加させて表したにすぎない意匠

その意匠の属する分野において、繰り返し連続する構成要素の単位を適宜増減させることは、当業者にとってありふれた手法である。



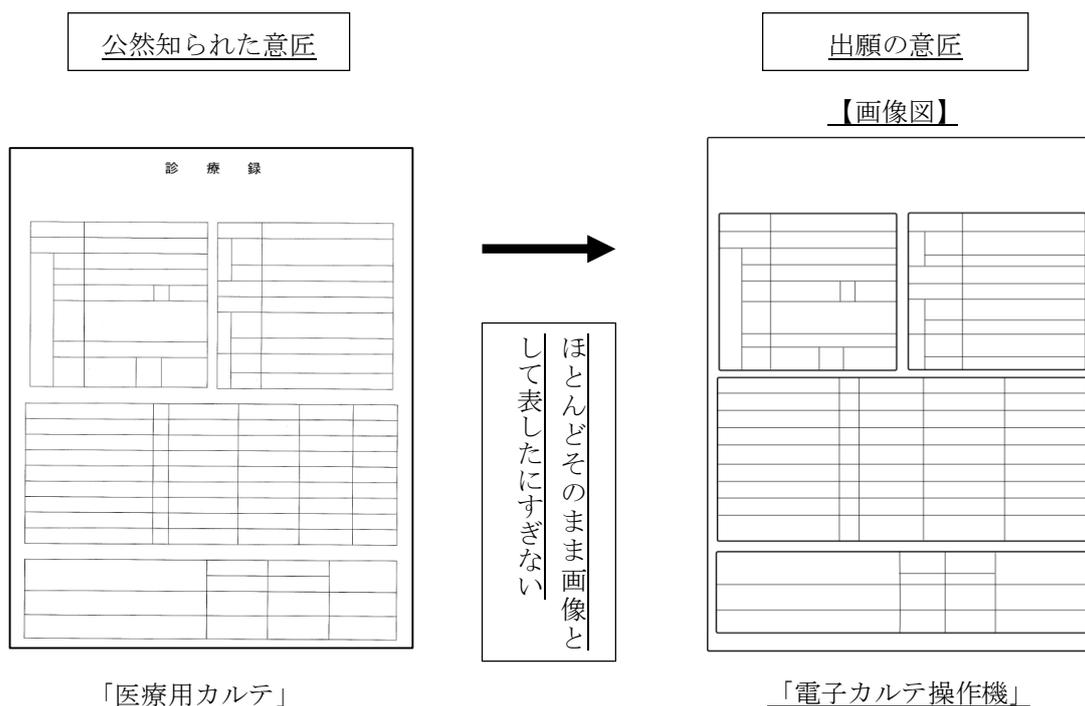
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※新規に事例を追加

- ⑤ 物品の枠を超えた構成要素の利用・転用による意匠公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠

【事例1】

公然知られた物品の外観を、ほとんどそのまま、画像として表したにすぎない意匠

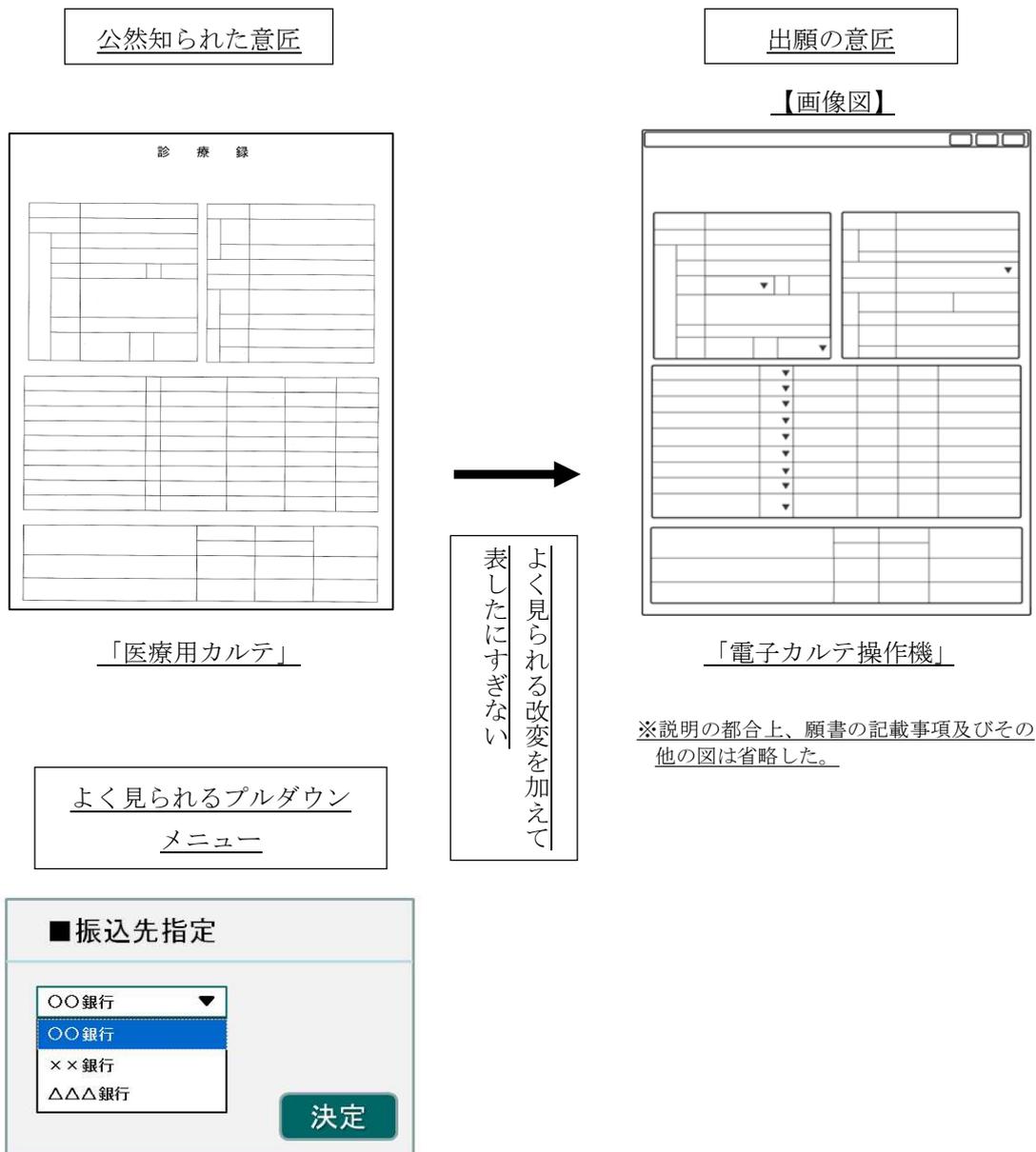


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※新規に事例を追加

【事例2】

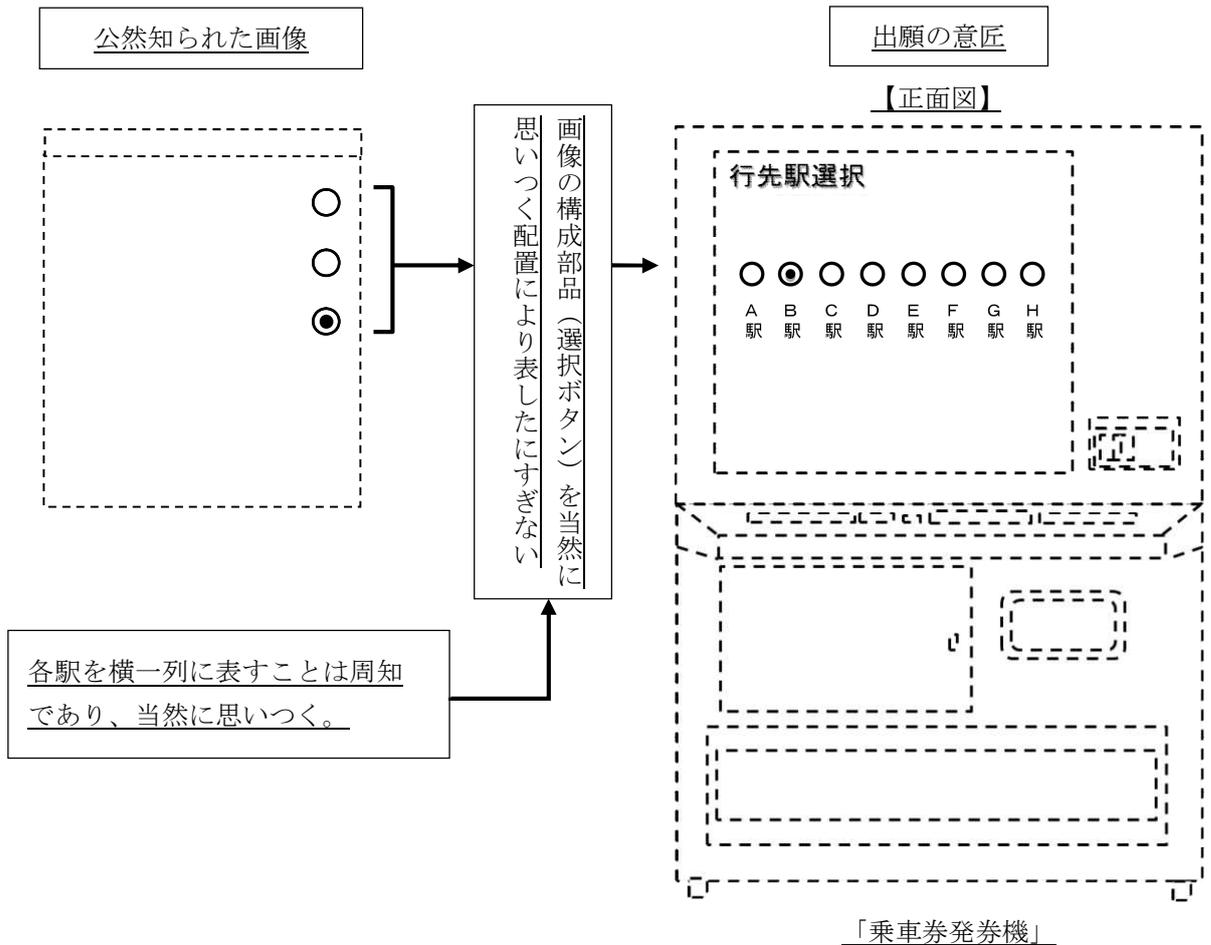
公然知られた物品の外観を、よく見られる改変を加えて、画像として表したに
すぎない意匠



※新規に事例を追加

【事例3】

公然知られた画像の構成要素（画像の構成部品）を、ほとんどそのまま、当然に思いつく配置により表したにすぎない意匠（1）



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

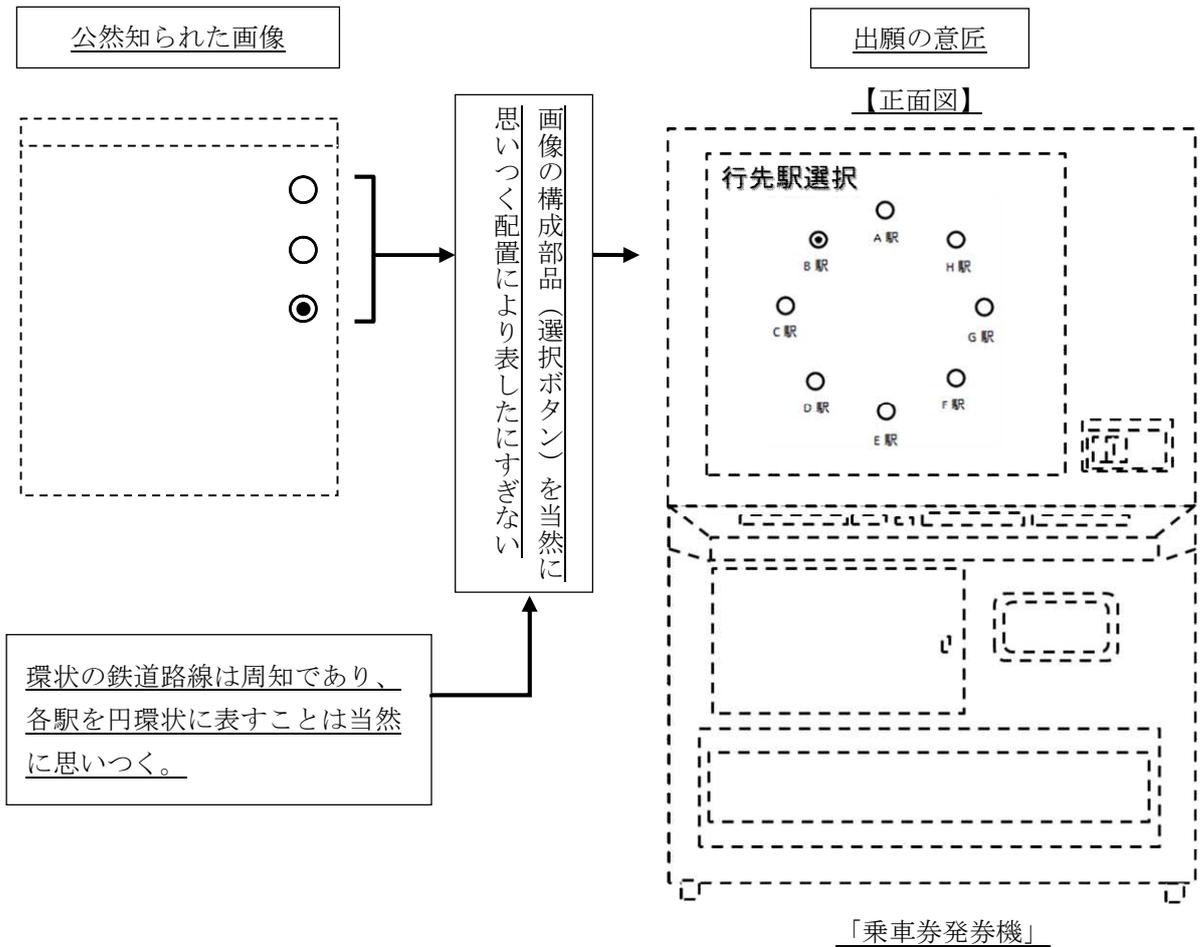
【参考】画像の構成部品の例

- チェックボックス
- ラジオボタン
- スクロールバー
- スライダー

※新規に事例を追加

【事例4】

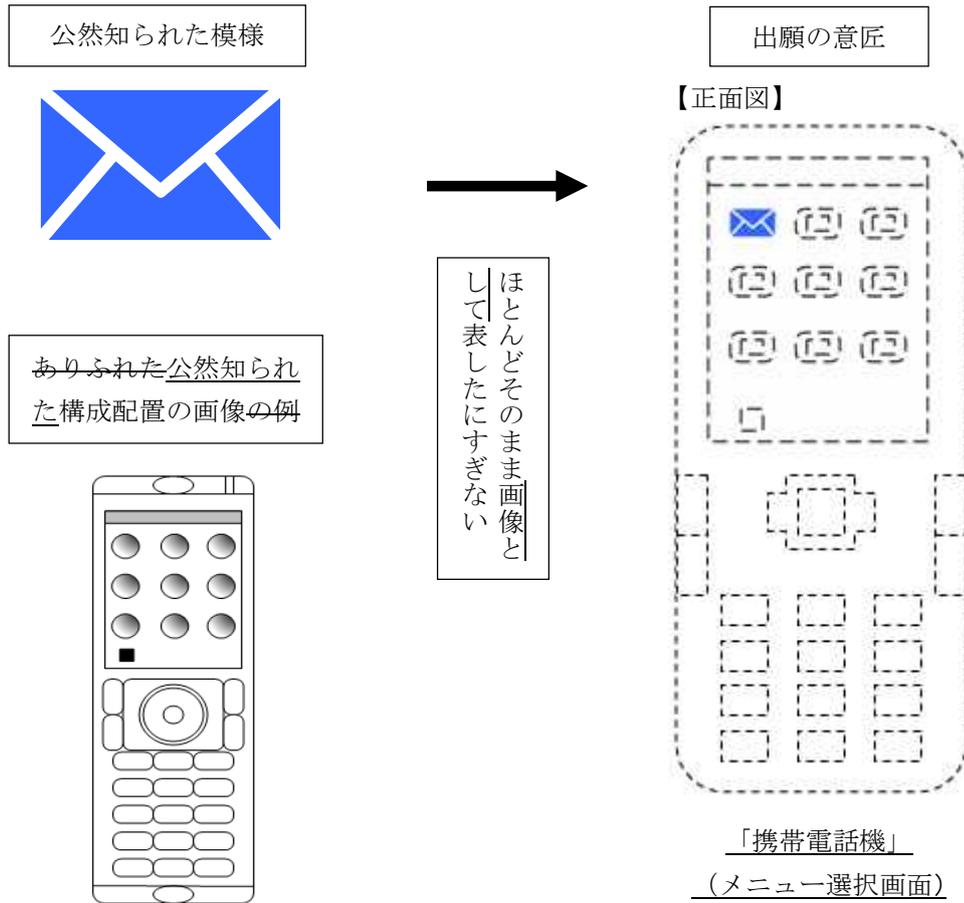
公然知られた画像の構成要素（画像の構成部品）を、ほとんどそのまま、当然に思いつく配置により表したにすぎない意匠（2）



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例5】-【事例1】-

公然知られた模様を、ほとんどそのまま、画像として表したにすぎない意匠
その意匠の属する分野において、画像の一部に公然知られた模様をほとんど
そのまま表すことは、当業者にとってありふれた手法である。

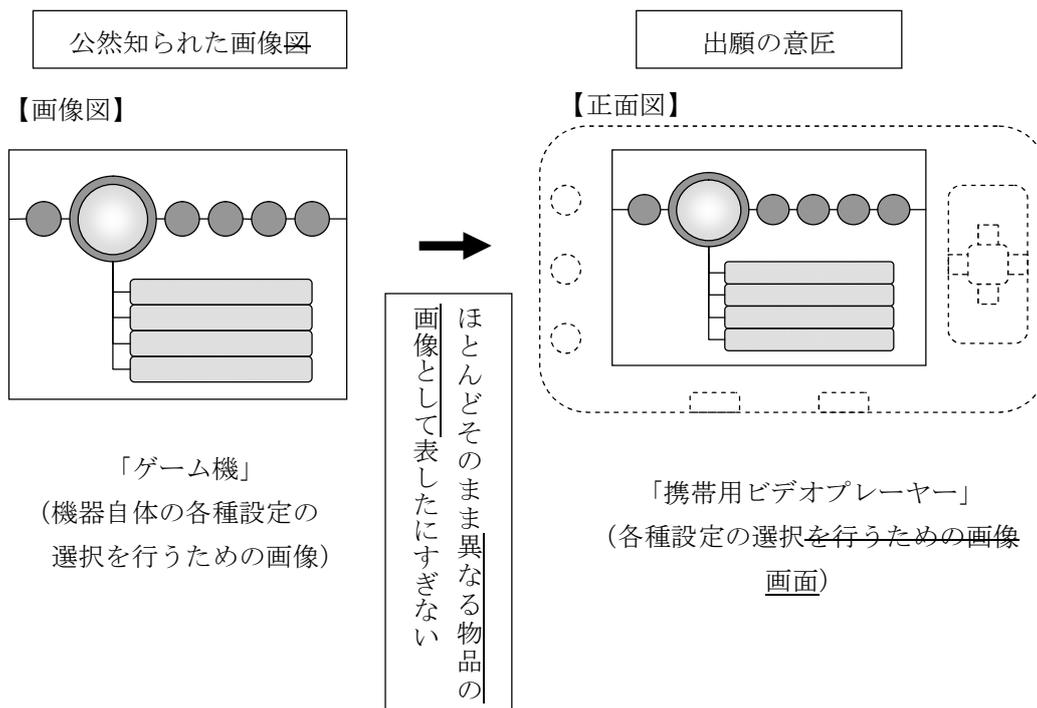


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例6】-【事例2】-

公然知られた画像を、ほとんどそのまま、異なる物品の画像として表したにすぎない意匠

その意匠の属する分野において、出願の意匠に公然知られた画像をほとんどそのまま表すことは、当業者にとってありふれた手法である。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

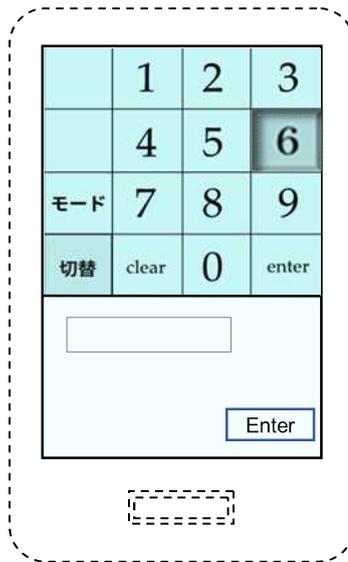
※新規に事例を追加

【事例7】

公然知られた画像を、よく見られる改変を加えて、異なる物品の画像として表したにすぎない意匠

出願の意匠

【正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

「携帯情報端末機」
(電話番号入力用画面)

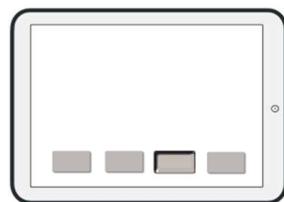
よく見られる改変を加えて表したにすぎない

公然知られた意匠



よく見られる改変 (色彩の単純付加)

よく見られる改変 (陰の付加)

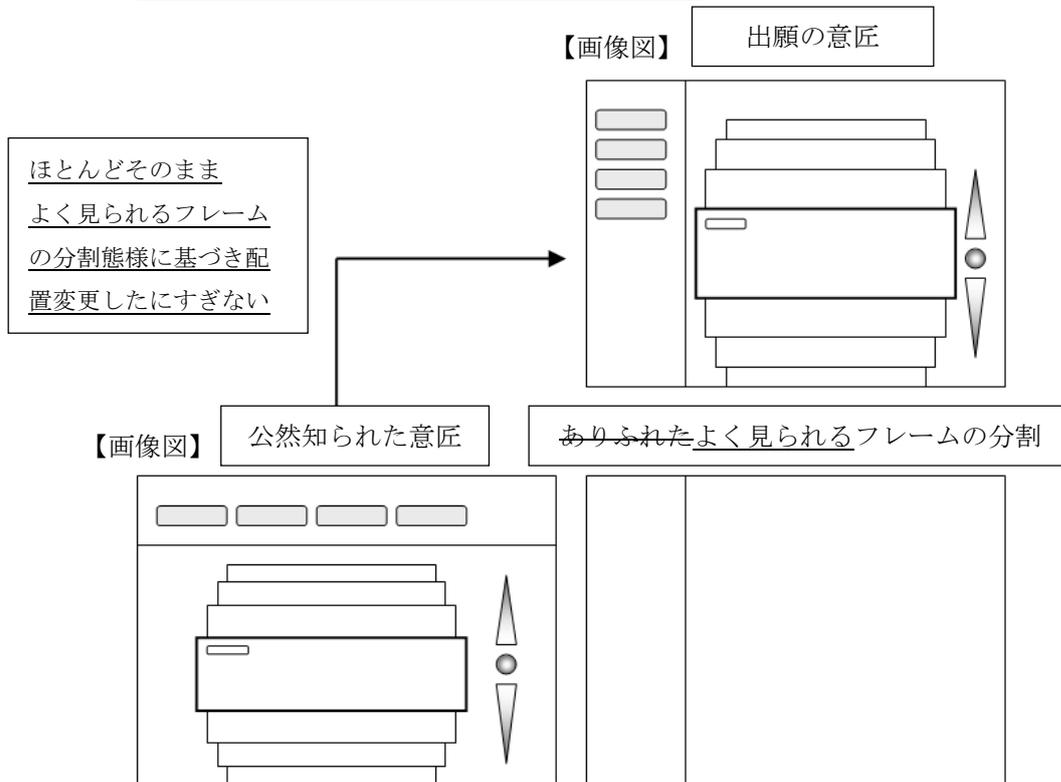


「入退出管理機」
(パスワード入力用画面)

⑥ フレームの分割態様の変更による意匠を変更したにすぎない意匠

【事例】

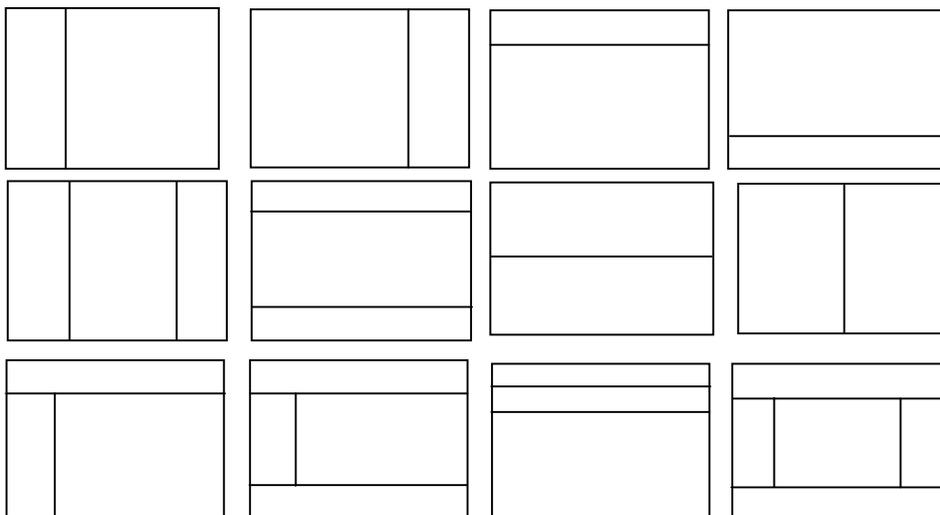
公然知られた画像を、ほとんどそのまま、よく見られるフレームの分割態様に基づき配置変更して表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した

【参考】

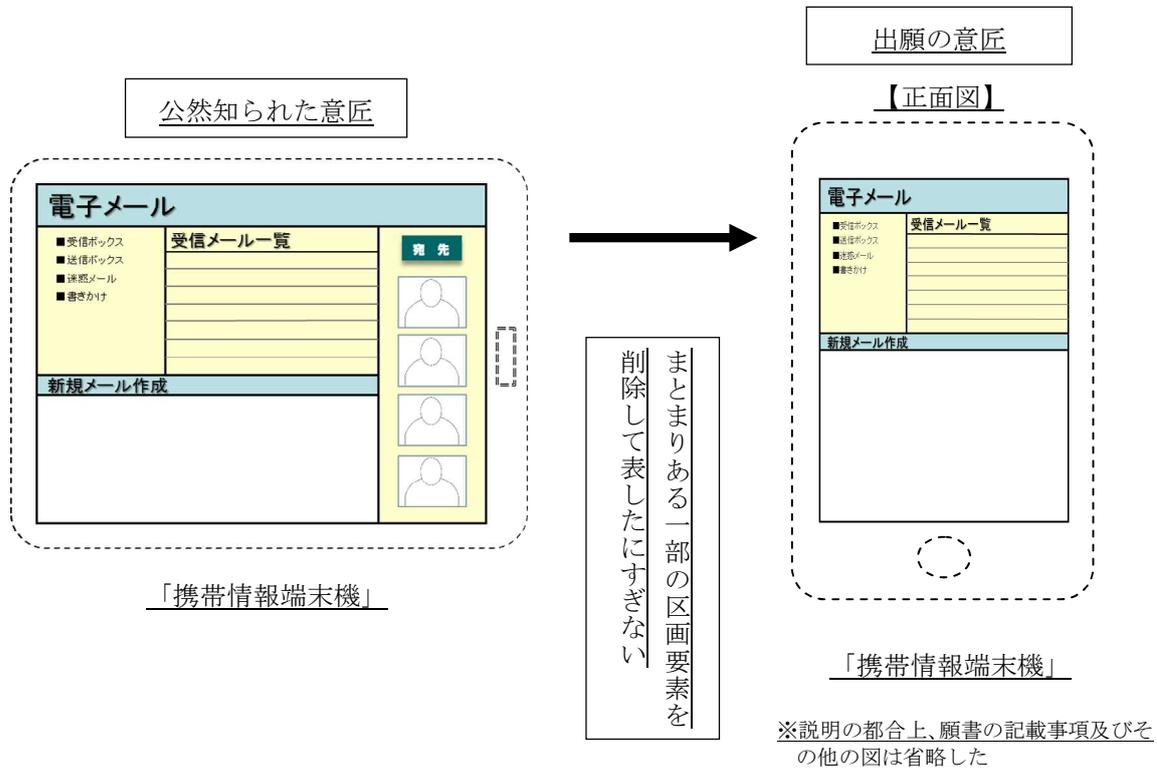
ありふれたよく見られるフレームの分割態様の例



⑦ まとまりある区画要素の削除による意匠

【事例】

公然知られた画像を、ほとんどそのまま、まとまりある一部の区画要素を削除して表したにすぎない意匠

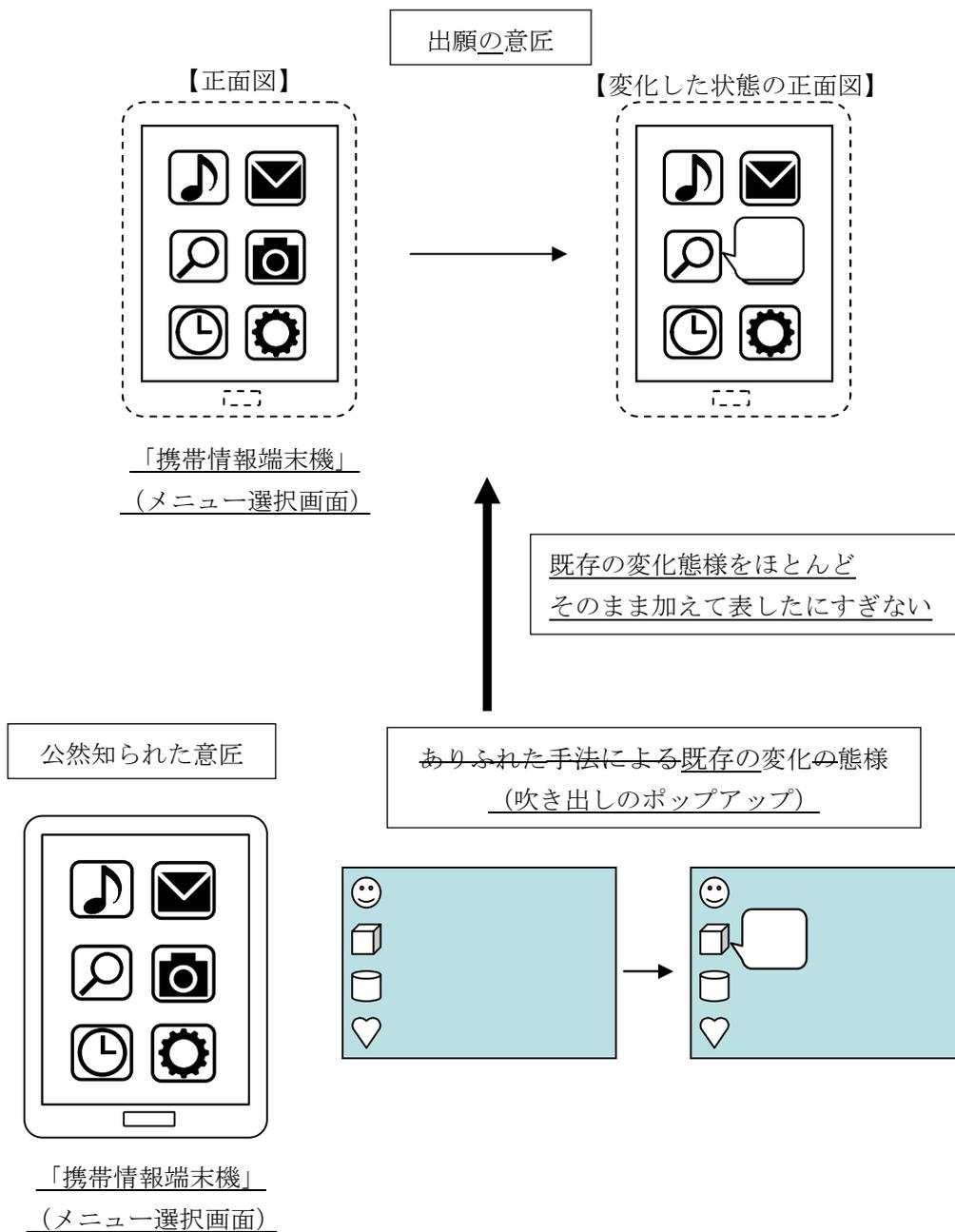


⑧ 既存の変化態様の付加による意匠⑦公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づきありふれた手法による変化の態様を表したにすぎない意匠

公然知られた画像に基づき、その意匠の属する分野においてありふれた手法による変化の態様を表したにすぎない意匠。

【事例1】

公然知られた画像に、既存の変化態様をほとんどそのまま加えて表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※新規に事例を追加

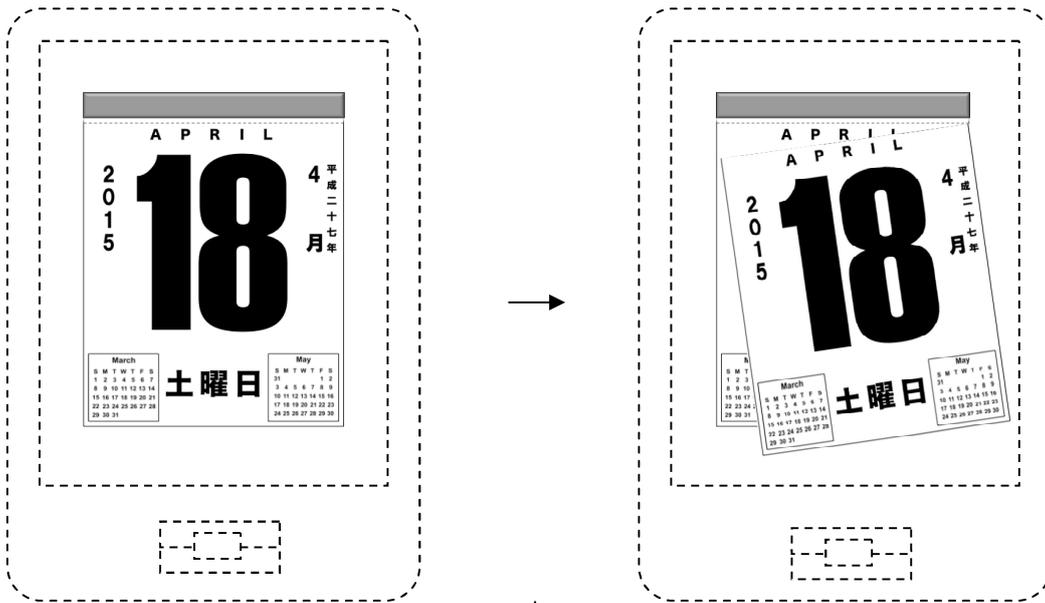
【事例2】

公然知られた物品の外観に、既存の変化態様をほとんどそのまま加えて、画像として表したにすぎない意匠

出願の意匠

【正面図】

【変化した状態の正面図】



「携帯情報端末機」
(カレンダー表示画面)

既存の変化態様をほとんどそのまま加えて画像として表したにすぎない

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した

公然知られた意匠



「日めくりカレンダー」

なお、変化前の画像が当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであっても、変化の様相が当業者にとってありふれた手法に基づく変化ではない場合には、出願意匠は容易に創作できたものとは認められず、意匠法第3条第2項の規定には該当しない。

74.4.4 ~~74.5.4~~ 画像を含む先願意匠の一部と同一又は類似の画像を含む後願意匠 から
74.6 ~~74.7~~ 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定 まで <略>

74.7 ~~74.8~~ 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

画像を含む意匠の意匠登録出願についても、意匠法第7条に規定する要件を満たさなければならない。

判断基準については、全体意匠に関しては第5部「一意匠一出願」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.7「部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願」を参照されたい。

74.7.1 ~~74.8.1~~ 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

74.7.1.1 ~~74.8.1.1~~ 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

- (1) 画像を含む意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に、物品の区分の後に「の画像」、「の画面」等の語を付したものは、(例えば、「ビデオディスクレコーダーの画像」)の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。
- (2) 付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が以下に該当するものは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。
 - (a) 付加機能として総括的な機能を記載したもの
(例、「事務処理機能付き電子計算機」)
 - (b) 付加機能として抽象的な機能を記載したもの
(例、「決定機能付き電子計算機」、「選択機能付き電子計算機」)
 - (c) 一の具体的な付加機能を表したものでないもの

(例、「携帯情報端末機能付き電子計算機」、「情報処理機能付き電子計算機」)

74.7.1.2 74.8.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例

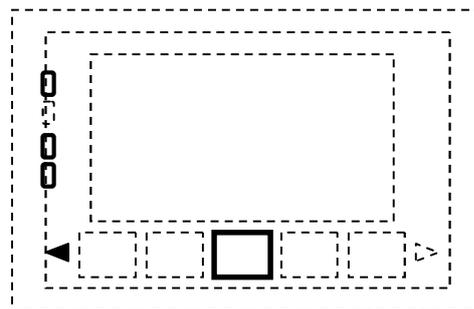
(1) 付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠の意匠登録出願において、二以上の異なる付加機能を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。ただし、当該二以上の付加機能が、同時に表示、使用される一の画像に係るものである場合は、この限りでない。

(2) 一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、二以上の異なる画像や物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取扱う。

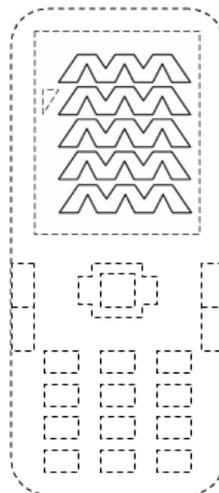
①(1) 形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

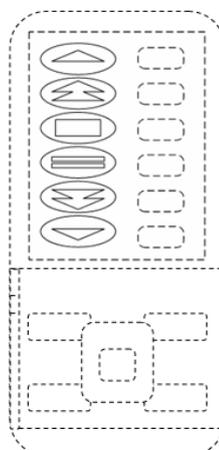
②(2) 機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

<以下略>

(別紙)

改訂意匠審査基準の適用日について

改訂意匠審査基準第7部第4章は、「74.4.3 創作非容易性」については平成28年4月1日以降に審査される意匠登録出願に、「74.4.3 創作非容易性」を除く部分については同日以降の意匠登録出願に、それぞれ適用する。

以上

参考資料

画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性
を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方

本資料は、以下の方々の御協力により事務局が作成した。

- | | |
|-------|--|
| 大淵 哲也 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授
意匠制度小委員会委員長 |
| 茶園 成樹 | 大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻教授
意匠制度小委員会委員／意匠審査基準ワーキンググループ座長 |
| 古城 春実 | 桜坂法律事務所弁護士
意匠制度小委員会委員／意匠審査基準ワーキンググループ委員 |
| 水谷 直樹 | 水谷法律特許事務所弁護士・弁理士
意匠制度小委員会委員 |
| 浅見 節子 | 東京理科大学大学院イノベーション研究科教授
意匠制度小委員会委員 |

目次

はじめに	1
1. 意匠審査基準改訂の方向性（検討の前提）	2
2. 実施・侵害行為等についての考え方	3
(1) 実施（意匠法第2条第3項）	3
① 意匠に係る物品の「製造」	3
② 外部機器（サーバー）から配信される画像の一時的記録	5
③ 外部機器（サーバー）への記録の「実施」該当性	5
④ 画像を含む意匠に関するその他の「実施」	6
(2) 意匠権の効力（意匠法第23条）、直接侵害	8
① 「業として」の実施	8
② 登録意匠に類似する意匠（意匠に係る物品の類否）	9
(3) 利用関係（意匠法第26条）	11
(4) 差止請求権（意匠法第37条）	13
① 画像を含む意匠の場合の差止めの対象となる行為	13
② 間接侵害の場合における差止め	13
(5) 間接侵害（意匠法第38条）	14
① ソフトウェアと間接侵害との関係	15
(a) 多数の画像を表示可能なソフトウェアの場合の間接侵害	15
(b) 多数の物品に用いられるソフトウェアの場合の間接侵害	16
② 間接侵害を構成する行為	17
③ 意匠権侵害品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為	18
(6) 過失の推定（意匠法第40条）	19
3. 特定の主体による行為についての考え方	20
(1) エンドユーザー	20
① 実施に該当する行為	20
② 「業として」の実施	20
(2) プロバイダ・クラウド事業者	21

はじめに

画像デザインは、情報が急速にデジタル化する現代社会において、人と人、人と物とのコミュニケーションを視覚的、直感的に支援、促進することができる重要なツールであり、事業者等が自らの製品やサービスを他者から差別化し、競争優位に立つ上でも有効なビジネスツールとなり得るものであるため、意匠権に基づく画像デザインの保護を前進させることは意義がある。

一方、意匠審査基準において意匠登録の対象と取り扱う画像デザインの範囲を拡充する場合、画像デザインの開発や利用に関わる事業者等は、自らの事業を円滑かつ優位に進めるために、新たな意匠権の取得及び活用についての対応を図ることに加え、他者が保有する意匠権の侵害回避についても、これまで以上に適切な考慮と対応を図る必要が生じる。

登録意匠又はこれに類似する意匠の実施や意匠権侵害の成否に係る問題は、裁判所の専権に属する事項であり、個別の事案に基づき判断される事項であるため、これを予断することはできないが、画像デザインの開発や利用に関わる事業者等が上記対応を図る上で有用な情報を提供するべく、意匠法や特許法等関係法令の制度趣旨及びこれまでに示された裁判例の考え方などを考慮しながら、今般の意匠審査基準改訂の検討において提案されている新たな画像を含む意匠を念頭に、現行意匠法の関連規定の適用について想定される考え方をまとめた。

1. 意匠審査基準改訂の方向性（検討の前提）

今般の意匠審査基準改訂により意匠法に基づく登録の対象（以下「保護対象」という。）として取り扱うことが検討されている画像を含む意匠は、次の3点を要点としている。

(1) 物品にあらかじめ又は事後的に記録され、物品と一体化した画像は、意匠法上の「意匠」、すなわち、「物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」を構成するものとして取り扱う。

「事後的な記録」によって物品と一体化した画像には、次の2つを含む。

(i) 意匠に係る物品があらかじめ有する機能に係るアップデートの画像。

(ii) 電子計算機にソフトウェアをインストールすることで生成される、電子計算機の付加機能に係る画像。この場合、願書の「意匠に係る物品」の欄には、当該物品が付加機能を有する電子計算機であることを明示するために、「〇〇機能付き電子計算機」と記載する。

(2) テレビ番組の画像やインターネットの画像など物品の外部からの信号によって表示される画像、及び、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像は、引き続き保護対象としない。

(3) 映画の一場面やゲームの画像など、物品から独立したコンテンツの画像は、引き続き保護対象としない。

以下の実施・侵害行為等について想定される考え方の整理においては、画像を含む意匠の保護対象に関する上記意匠審査基準改訂の方向性を前提とする。

2. 実施・侵害行為等についての考え方

(1) 実施（意匠法第2条第3項）

意匠法は、意匠に係る物品についての一定の行為を意匠の実施と定め、業としてこれらの行為を行う権利を意匠権者に専有させることによって、無体財産たる意匠の専有を成り立たせている。意匠法第2条第3項には、意匠の実施に該当する、意匠に係る物品についての具体的行為が限定列挙されている。

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

3 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。

4 <略>

① 意匠に係る物品の「製造」

製造とは、「品物をつくること。原料を加工して製品とすること。」を意味する言葉であり¹、意匠法上の意匠に係る物品の「製造」とは、文言上、当該意匠の形態を備えた物品を造る行為を意味する。

画像が、物品の製造出荷時にあらかじめ記録されたものである場合、当該物品への画像の記録は、物品の製造の一環として行われることとなるため、この画像の記録を含む一連の工程により、当該画像を表示することができる状態の物品を造り出す行為が意匠に係る物品の「製造」に該当すると評価することに、特段の異論はないものと思われる²。

一方、画像が、製造出荷後の物品に記録される場合、当該物品への画像の記録は、当初の物品の製造からは独立して行われることとなり、この場合、その画像を記録する行為が意匠に係る物品の「製造」に該当するといえるかどうかの問題となる。この点について直接的な判断を示した意匠法の裁判例は確認されないものの、特許法の裁判例では、間接侵害に関するものではあるが、「情報処理装置」

¹ 広辞苑第六版 DVD-ROM 版

² この点、特許庁総務部総務課制度改正審議室編「平成18年 意匠法等の一部改正 産業財産権法の解説」（2002年、17頁）では、「（前略）DVD再生録画機器に関する部分意匠である画面デザインの場合は、当該画面デザインを表示することができるDVD再生録画機器を業として製造、使用、譲渡する行為が意匠権侵害行為となる可能性があると考えられる。」としている。

の発明（物の発明）について、控訴人製品（ソフトウェア）をパソコンにインストールすることを、当該発明の構成要件を充足する物を完成させる行為と評価して、特許法第101条第2号に規定する「その物の生産」に該当すると判断したものが³。同号では、「その物の生産」に関する一定の行為が、直接侵害の予備的・幫助的行為として特許権侵害行為と擬制されていることを踏まえれば、同号について示された当該裁判例の考え方は、特許法第2条第3項第1号に規定する実施行為としての「その物の生産」にもそのまま妥当するものと考えられる。そして、意匠法上の物品の「製造」と特許法上の物の「生産」とは、用語自体は異なるものの、いずれも保護客体である意匠又は発明を具現化したものを完成させる行為という点において本質的な差はないと考えられる⁴。

また、意匠法第2条第2項は、画像の意匠について、物品に「表示される」画像が物品の部分の形状等に含まれることを規定しており、法文上、画像が「表示された」ことまでは求められていないことから、少なくとも、画像が物品に記録され、その画像を、任意のタイミングで、現に表示することができる状態の物品が造り出されていれば、同項に規定する画像を含む意匠が完成したと評価し得るものと考えられる。

以上のことから、物品の製造出荷の前後にかかわらず、当該物品に画像を記録する行為、敷衍すれば、ソフトウェアのインストールによって電子計算機に画像を記録する行為は、意匠法上の意匠に係る物品の「製造」に該当すると評価することが可能であると考えられる。

したがって、例えば次のような行為は、画像を含む登録意匠について、意匠に係る物品の「製造」に該当するものと考えられる。

例1) 物品の製造工程において、登録意匠に係る画像を当該物品に記録する行為（組込み）

例2) 上市後の機器があらかじめ有する機能に係るソフトウェアのアップデートを行うことにより、登録意匠に係る画像を当該機器に記録する行為

³ 知財高判平成17年9月30日判タ1175号120頁〔一太郎事件〕

「(前略) 控訴人製品をインストールしたパソコン」は、本件第1、第2発明の構成要件を充足するものであるところ、控訴人製品は、前記パソコンの生産に用いるものである。すなわち、控訴人製品のインストールにより、ヘルプ機能を含めたプログラム全体がパソコンにインストールされ、本件第1、第2発明の構成要件を充足する「控訴人製品をインストールしたパソコン」が初めて完成するのであるから、控訴人製品をインストールすることは、前記パソコンの生産に当たるものというべきである。」

⁴ 特許法では、旧法で、実施について「製作、使用、販売又は拡布」という用語が使用されていたが、昭和34年法制定時に、「生産し使用し譲渡し貸渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為」と改められた。これは、内容をより明確化する趣旨であって、実体上の改正を企図したものでないと説明されている。意匠法も、特許法の場合と同趣旨で、「製作、使用、販売又は拡布」という用語を「製造し使用し譲渡し貸渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為」と改められた。(特許庁編「工業所有権法逐条解説」(昭和46年改訂)29頁、533頁)

例3) 上市後のパソコンに特定の機能(例:文書作成機能)に係るソフトウェアをインストールすることにより、登録意匠(例:「文書作成機能付き電子計算機」)に係る画像を当該パソコンに記録する行為

② 外部機器(サーバー)から配信される画像の一時的記録

例えばクラウドコンピューティングのように、外部機器(サーバー)に記録されたソフトウェアをネットワーク経由でクライアント端末(パソコン)で使用するような場合に、当該ソフトウェアに含まれる画像が、クライアント端末としてのパソコンの画像を構成するといえるかどうかが問題となり得る。

この場合、当該ソフトウェアの使用に際して、その画像をパソコン上に表示させるために、技術的には当該パソコンに画像を一時的に記録することとなるが、その場合の記録は、あくまでもパソコンにおける情報処理の過程で不可避免的に生じるものに過ぎず、物品との一体性を意匠成立の前提とする現行意匠法の制度趣旨に鑑みれば、当該画像は、物品の外部からの信号によって表示される画像と同様、当該パソコン単体で継続的に表示、使用することが予定されたものではないため、当該パソコンと一体化したもの、すなわち、当該パソコンの意匠(物品の部分の形状等)を構成するものとはいえないと理解される。

したがって、そのような画像はパソコンの意匠を構成するとはいえないものであるから、当該画像の記録を、意匠に係る物品の「製造」ということはできない。

以上を前提とすれば、例えば次に示すような行為は、意匠に係る物品の「製造」とは評価されないものと考えられる。

例1) クラウドコンピューティングによるソフトウェアのクライアント端末(パソコン)上での使用において、クラウドサーバーから配信(ストリーミング配信、オンデマンド配信等)される当該ソフトウェアに係る画像を、クライアント端末のキャッシュに一時的に記録する行為

例2) インターネットを通じて、インターネットサーバーに記録されたウェブサイトの画像を閲覧する行為(当該ウェブサイトに係る画像をクライアント端末のキャッシュに一時的に記録する行為)

③ 外部機器(サーバー)への記録の「実施」該当性

上記②のとおり、物品の外部からの信号によって表示される画像を保護対象外とする前提の下では、クライアント端末である電子計算機(パソコン)上に表示される、外部機器である電子計算機(サーバー)に記録されたソフトウェアの画像は、当該パソコンの意匠を構成しないと考えられる。一方、上記②のような場合に、クライアント端末であるパソコンに表示させることを目的としてサーバーに記録した画像が、意匠法第2条第2項に規定する、当該物品(サーバー)と「一体として用いられる物品に表示される」画像として、当該サーバーの意匠を構成するか否かが問題となり得る。

この点について判断を示した裁判例は確認されていないが、例えばテレビ画面上に表示されたDVD機器の操作画像など、同時に用いられる他の物品の表示部に表示されることが当該機器の使用上の便宜にすぎないような画像についても、当該機器に係る画像として保護しようとする同規定の制定趣旨⁵を踏まえれば、サーバーに記録された画像が、専ら、テレビやディスプレイといった受動的な情報表示を本来的機能とする機器においてではなく、それ自体が入力操作の対象となり、自ら演算処理を行うことを本来的機能とするパソコン等との双方向通信を前提として、不特定多数のパソコン等への一時的な機能提供のために用いられるようなものである場合には、その画像は、当該サーバーの使用上の便宜としてクライアント端末に表示されているものとはいえず、意匠法第2条第2項に規定する「当該物品と一体として用いられる物品に表示される」画像には該当しないと理解される。そうすると、そのような意匠を構成するとはいえない画像をサーバーに記録する行為についても、意匠に係る物品の「製造」とは評価されないと考えられる。

④ 画像を含む意匠に関するその他の「実施」

意匠法第2条第3項に規定する意匠についての「実施」には、上記①で示した意匠に係る物品の製造に加え、当該製造された意匠に係る物品を、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をする行為がそれぞれ含まれる。

他方、物品の外部からの信号によって表示される画像を保護対象とは取り扱わないことを前提とすれば、上記②の例1、例2や上記③で示した行為に加え、例えば次のような行為は、画像を含む意匠についての「実施」には含まれないと考えられる。

- 例1) クラウドコンピューティングによるソフトウェアのクライアント端末での使用において、クラウドサーバーから配信（ストリーミング配信、オンデマンド配信等）される当該ソフトウェアに係る画像がキャッシュに一時的に記録されたクライアント端末を、使用する行為
- 例2) クラウドコンピューティングによるソフトウェアのクライアント端末での使用において、配信（ストリーミング配信、オンデマンド配信等）される当該ソフトウェアに係る画像が記録されたサーバーを、クライアント端末を通じてユーザーが使用する行為
- 例3) インターネットを通じて、インターネットサーバーに記録されたウェブサイトの画像を閲覧する際に、当該ウェブサイトに係る画像がキャッシュに一時的に記録されたクライアント端末を使用する行為

⁵ 特許庁総務部総務課制度改正審議室編「平成18年意匠法等の一部改正 産業財産権法の解説」（2007年）16頁

なお、「製造」も含めたこれら登録意匠についての「実施」のうち、意匠権侵害となる行為は、権原なき者による「業として」の実施に限られる。(後述2.(2)①参照)

また、画像を含む意匠についての実施は、当該画像を物品の部分の形状等として含む意匠に係る物品についての行為に限られるが、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像を生成するプログラム等が意匠法第38条第1号に規定する「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物」(いわゆる「のみ品」)に該当することがあり、その場合には、当該プログラム等又はそれを内包するソフトウェアの業としての生産、譲渡等の行為が、当該登録意匠に係る意匠権の間接侵害に該当する可能性がある。(後述2.(5)参照)

(2) 意匠権の効力（意匠法第23条）、直接侵害

意匠権の効力は、第一に、業としての実施にのみ及び、また第二に、その効力範囲には登録意匠及びこれに類似する意匠が含まれる。そして、権原なき者による業としての登録意匠又はこれに類似する意匠の実施は、当該登録意匠に係る意匠権の侵害を構成することとなる。

第23条 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

第24条 登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基いて定めなければならない。

2 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。

① 「業として」の実施

意匠権の効力が及ぶのは、「業として」の実施に限られている。この「業として」の要件については、個人的家庭的な実施についてまで権利の効力を及ぼしめることは社会の実情から考えて行き過ぎであることをその背景としており、特許法に関する裁判例や学説においても、「業として」の実施が個人的家庭的な実施には及ばないとの考え方が広く支持されている⁶。

侵害行為を「業として」の実施に限定する趣旨は、特許法と意匠法とで違いはないことから、特許法における解釈は意匠法にもそのまま妥当するものと考えられ、意匠に係る物品の「製造」等が個人的家庭的なものにすぎない場合には意匠権の効力は及ばないが、個人的家庭的な実施にすぎないといえない行為については、「業として」の実施と判断される可能性がある。

この「業として」要件について、上記個人的家庭的な実施でないという以上の具体的な要件に係る定説はない⁷が、必ずしも営利を目的とする場合に限らないことについては争いがなく、その他、反復継続性が認められる場合⁸や、他人の需要

⁶ 特許権に関する裁判例の一例として、大阪地判平成12年10月24日判タ1081号241頁〔製パン器事件〕

「(前略) 同法が特許権の効力の及ぶ範囲を「業として」行うものに限定したのは、個人的家庭的な実施にすぎないものにまで特許権の効力を及ぼすことは、産業の発達に寄与することという特許法の目的からして不必要に強力な規制であって、社会の実情に照らしてゆきすぎであるという政策的な理由に基づくものである。」

⁷ 中山信弘・小泉直樹編「新・注解 特許法【上巻】」〔鈴木將文〕(2011年)1013頁

⁸ 高田忠「意匠(オンデマンド版)」(2000年)460頁

に応じて生産、使用等をする場合⁹についても、「業として」の実施と判断される場合があるとされている¹⁰。

以上を踏まえると、企業が、上記（１）で示したような実施に該当する行為を行った場合には、画像を含む意匠の「業として」の実施と判断される可能性があると考えられる。

② 登録意匠に類似する意匠（意匠に係る物品の類否）

意匠権は、登録意匠のみならず登録意匠に類似する意匠までが、意匠権者が専有可能な効力範囲となる。

意匠の類似については、意匠は物品と一体をなすものであるから、二つの意匠についてその類否を判断する際には、一般に、まずその意匠に係る物品が同一又は類似であることを必要とし、更に、その形態においても同一又は類似と認められるものでなければならないとされている¹¹。画像を含む意匠についても、物品と一体をなすものであることに変わりはないため、意匠に係る物品が同一又は類似でなければ、意匠は類似しないといえる。そして、意匠に係る物品についての具体的な類否判断は、一般には、その物品の使用の目的及び使用の状態等の共通性、換言すれば、物品の用途及び機能の共通性を踏まえて行われており、これに共通性が認められない場合には、形態の類否いかんにかかわらず、意匠は類似しない¹²。

また、既存の裁判例を概観すると、意匠に係る物品の類否判断を行うにあたり、物品の用途及び機能についての同一性又は類似性は、その物品に表された形態が需要者に対して与える美感の評価判断に必要十分な範囲を超えてまで詳細に求められることはないとしたものや¹³、複数の機能を有するいわゆる多機能物品につ

⁹ 織田季明・石川義雄「増訂新特許法詳解」（1971年）272頁

¹⁰ 特許庁編「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第19版〕」（2012年）233頁

¹¹ 最小三判昭和49年3月19日民集28巻2号308号〔可撓性伸縮ホース事件〕

「（前略）意匠は物品と一体をなすものであるから、登録出願前に日本国内若しくは外国において公然知られた意匠又は登録出願前に日本国内若しくは外国において頒布された刊行物に記載された意匠と同一又は類似の意匠であることを理由として、法三条一項により登録を拒絶するためには、まずその意匠にかかる物品が同一又は類似であることを必要とし、更に、意匠自体においても同一又は類似と認められるものでなければならない。（中略）同条一項三号は、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一又は類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも、及ぶものとされている（法二三条）ところから、右のような物品の意匠について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題とするのに対し、三条二項は、（後略）」

¹² 一例として、知財高判平成17年10月31日（平成17年（ネ）第10079号）（裁判所HP）〔カラビナ事件〕

「（前略）被控訴人商品と本件登録意匠に係る物品とは、物品の使用の目的、使用の状態等が大きく相違していることが明らかであり、たとえ、被控訴人商品の形態と本件登録意匠の構成態様とが似ているとしても、被控訴人商品の一般需要者が具体的な取引の場で被控訴人商品と本件登録意匠に係る「カラビナ」とを混同するおそれがあるとは認め難いから、被控訴人商品は、物品の類否の観点からも、本件登録意匠の権利範囲に属するとはいえず、本件意匠権の効力は及ばないものというべきである。（後略）」

¹³ 知財高判平成20年5月26日（平成19年（行ケ）第10390号）（裁判所HP）〔木ねじ事件〕

いて、そこに含まれる個別機能が単独で発揮され得ることを前提として意匠に係る物品は類似するとしたものもある¹⁴。

パソコン等の電子機器は、多種多様な機能を備え得るものであり、物品が備え得る機能の数やその組合せは事実上無制限であることから、登録意匠の意匠に係る物品と対比する物品（被疑侵害品を含む。）とが、その具体的な用途及び機能において完全には一致しないことも少なくないと考えられる。

意匠権侵害の場面における具体的な類否判断は、あくまでも、個々の事案に応じて裁判所が行うものであるが、画像を含む意匠も物品と一体をなすものであるという点において他の意匠と違いはないことから、意匠に係る物品の類否判断に上記裁判例と同様の考え方を採るとすると、画像を含む意匠についての意匠に係る物品の類否判断は、意匠に係る物品全体の用途及び機能の共通性を前提としつつ、当該画像の形態についての評価判断に必要十分な範囲において当該画像の用途及び機能の共通性を考慮するものと想定されるため、登録意匠の画像と、対比する物品に記録された画像とが、その画像に係る機能の詳細において多少の相違がある場合や、対比する物品に様々な機能のソフトウェアがインストールされていることにより、登録意匠の画像に係る機能以外の点で両意匠の意匠に係る物品の用途及び機能に相違があるような場合であっても、両意匠の意匠に係る物品は、類似すると判断される可能性がある。

「(前略) 物品としての共通性は、意匠同士を対比しそれぞれの物品に表された形態が取引者又は需要者にいかなる美感を与えるのかを評価判断する前提として、対比される意匠同士の物品の用途及び機能が同一又は類似であることが必要とされるものであり、上記評価判断に必要十分な範囲を超えて物品の用途及び機能の同一性又は類似性が要求されるならば、かえって上記評価判断を正当に行うことが妨げられてしまうからである。(後略)」

¹⁴ 東京地判平成19年4月18日判タ1273号280頁 [増幅器付きスピーカー事件]

「(前略) 本件物品は増幅器付スピーカー、原告製品は増幅器であり、両物品は同一ではないから、両物品の用途・機能等から、それらの類似性を検討すると、本件物品は、増幅器及びスピーカーという、2つの機能を有する、いわゆる多機能物品であるところ、増幅器の機能において、原告製品と機能を共通にするものであり、両物品は類似すると解される。

(中略) 本件物品の場合、増幅器もスピーカーも、それぞれ音源からの音を再生するために独立して不可欠の機能を有するものであって、前者が後者の一部品となるものではない。そして、登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載された意匠に基づいて定められる(法24条)のであり、本件登録意匠の願書、図面等(甲2)に、増幅器単体での機能が発揮されないことを示す記載は認められないから、本件物品は、増幅器の機能をも有する多機能物品であると解すべきである。(後略)」

(3) 利用関係（意匠法第26条）

意匠法第26条には、登録意匠と他人の登録意匠等との関係が規定されており、登録意匠又はこれに類似する意匠について、その意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠又はこれに類似する意匠との間に利用関係が生ずる場合、業としてその登録意匠の実施をすることができない。

第26条 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に係る部分はその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠の実施をすることができない。

2 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠に類似する意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分はその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権、特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠に類似する意匠の実施をすることができない

自己の登録意匠又はこれに類似する意匠について、その意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠又はこれに類似する意匠との間に利用関係が生ずる場合、自己の登録意匠又はこれに類似する意匠ではあっても、業としてこれを実施すると、当該他人の登録意匠に係る意匠権の侵害が成立することとなる。

登録意匠の「利用」の成立要件について、いまだ確立した考え方は存在しないものの、リーディングケースとして知られる下級審の裁判例¹⁵においては、実施に係る意匠について、他人の登録意匠又はこれに類似する意匠を利用するものとの関係が成立するためには、当該実施に係る意匠が、その構成要素中に他人の登録意匠又

¹⁵ 大阪地裁昭和46年12月22日無体集3巻2号414頁[学習机事件]

「意匠の利用とは、ある意匠がその構成要素中に他の登録意匠又はこれに類似する意匠の全部を、その特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別しうる態様において包含し、この部分と他の構成要素との結合により全体としては他の登録意匠とは非類似の一個の意匠をなしているが、この意匠を実施すると必然的に他の登録意匠を実施する関係にある場合をいうものと解するのが相当である。」

その他の例として、東京地判平成16年10月29日判タ1196号229頁[ラップフィルム摘み具事件]

「原告包装用箱の意匠が、本件意匠を利用する関係に立つというためには、少なくとも、①原告包装用箱のうちで本件意匠に対応する部分が、原告包装用箱の他の部分と截然と区別して看取できることを要し、かつ、②原告包装用箱の区別して看取できる部分が、本件意匠と同一又は類似であることを要すると解すべきである。」

はこれに類似する意匠の全部を、その特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別し得る態様において包含し、その意匠を実施すると、必然的に他人の登録意匠又はこれに類似する意匠を実施する関係となることが必要であるとされている。

当該裁判例は、部分意匠についての判断を示すものではないものの、部分意匠に関する意匠権侵害訴訟においても登録意匠の実施は意匠に係る物品の製造等と考えられていること¹⁶を踏まえれば、他人の登録意匠が部分意匠の場合であっても、当該実施に係る意匠の中に、当該部分のみならず意匠に係る物品の全部が、当該部分意匠の特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別し得る態様において包含されていることを要するとの考え方が成り立ち得る。

この考え方を採れば、例えば、タブレット型の電子計算機を意匠に係る物品の全体形状とした付加機能を有する電子計算機の登録意匠（画像を含む意匠）がある場合、当該登録意匠に係る画像を記録したタブレット型の電子計算機を、部品の一として外観形態上に組み込んだ冷蔵庫のような物品の場合であれば、当該タブレット型の電子計算機が冷蔵庫の他の構成要素と区別し得る態様において包含されているといえるから、その冷蔵庫の意匠についての実施は、当該登録意匠との間で利用関係が成立する可能性があると考えられる。

¹⁶ 東京地判平成 25 年 4 月 19 日（平成 24 年（ワ）第 3162 号）（裁判所 HP）[サンダル事件]では、部分意匠の意匠権侵害を理由に、当該部分を含む物品全体の製造等に対して差止めが認められている。

(4) 差止請求権（意匠法第37条）

意匠権者又は専用実施権者には、意匠法第23条において意匠権者に認められる「業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利」を侵害する者に対して、その行為の停止又は予防を請求することが認められている。

第37条 意匠権者又は専用実施権者は、自己の意匠権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（プログラム等（特許法第二条第四項に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。）を含む。以下同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

3 （略）

① 画像を含む意匠の場合の差止めの対象となる行為

画像は、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合として、意匠に係る物品と一体不可分の部分を構成するものであるから、通常の部分意匠の場合と同様¹⁷、画像を含む意匠の場合における意匠権侵害の差止めの対象となる行為は、当該画像が一体的に記録された物品の製造や譲渡等になると考えられる。この場合、登録要件を満たした登録意匠の画像又はこれに類似する画像が一体的に記録されてさえいれば、当該登録意匠に係る物品と同一又は類似の物品を製造、譲渡等する行為は意匠権侵害の差止めの対象になると考えられるが、その場合であっても、当該意匠権侵害に係る画像を当該物品から削除又は登録意匠の画像とは非類似のものに変更すれば、当該削除又は変更後の物品の製造や譲渡等は差止めの対象ではなくなる。

② 間接侵害の場合における差止め

画像を含む登録意匠の場合、当該画像を生成するプログラム等が意匠法第38条第1号に規定する「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物」（いわゆる「のみ品」）に該当することがあり、当該プログラム等又はそれを内包するソフトウェアを業として生産、提供等した場合には、当該登録意匠に係る意匠権についての間接侵害を構成することとなる（後述2.（5）参照）。その結果、意匠権侵害に基づく当該ソフトウェアについての生産、譲渡等の差止めが認められ得るが、上記①の場合と同様、その意匠権侵害に係る画像を当該ソフトウェアから削除又は登録意匠の画像とは非類似のものに変更すれば、当該削除又は変更後のソフトウェアの生産や譲渡等は差止めの対象ではなくなる。

¹⁷ 裁判例 [サンダル事件]・前掲注16

(5) 間接侵害（意匠法第38条）

意匠法第38条は、意匠権の効力の実効性を担保するため、直接侵害を誘発する蓋然性の極めて高い一定の行為を意匠権侵害とみなすことを規定している。

第38条 次に掲げる行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

- 一 業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為
- 二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為

（参考）特許法の間接侵害規定

第101条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

- 一 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 二 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

三～六 （略）

この間接侵害の規定は、直接侵害を構成する前段階の行為を侵害行為として禁止するものであるが、濫用の弊害を考慮して、「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物」（いわゆる「のみ品」）として、極めて限定的な範囲での間接侵害が規定されている。この場合の「のみ品」には、プログラム等が含まれることが規定されている。

特許法第101条も間接侵害に関する規定であるが、同条第1号にいう「のみ」の要件が厳格に解釈されることによって、特にソフトウェア関連発明の場合に間接侵害が認められにくくなるという問題を解決すべく、平成14年の特許法改正により、「のみ品」とは異なる要件の間接侵害規定（第2号）を同条に新設した。

その際、意匠権の効力は類似する意匠の実施にまで及ぶことや、部分意匠制度が導入されていることから、意匠法では既に十分な権利保護が図られており、間接侵

害を拡張する必要性が乏しいとされ、特許法と同様の新たな間接侵害の規定は導入されていない¹⁸。

① ソフトウェアと間接侵害との関係

意匠法第38条第1号には、「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物」に、プログラム等¹⁹が含まれることが明文規定されているため、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像を生成するプログラム等は、「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物」に該当し、このうち一定の要件を満たすものは、「のみ品」に該当する可能性がある。そして、当該プログラム等を内包するソフトウェアを生産した場合には、必然的に当該プログラム等も生産されることとなるため、当該ソフトウェアを業として生産、譲渡等した場合には、間接侵害に該当する可能性がある。

また、直接侵害を構成する前段階の行為を侵害とみなして禁止するという間接侵害規定の趣旨を踏まえ、意匠法における間接侵害が対象とするのは「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品」の製造に用いる物であり、この場合の「登録意匠又はこれに類似する意匠」とは、意匠権の効力（意匠法第23条）と同様、意匠の形態のみならず、意匠に係る物品についても、登録意匠と同一又は類似の範囲が対象になると理解される。

一般に、意匠に係る物品の類否は、物品の用途及び機能の共通性を踏まえて判断されるため（2.（2）②参照）、上記ソフトウェアがインストールされた物品が、登録意匠の意匠に係る物品との関係において、物品の用途及び機能が同一又は類似であり、その形態も同一又は類似である場合には、当該ソフトウェアは「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物」に該当すると考えられるが、登録意匠に含まれる画像と形態又は画像に係る機能が類似しないなど、そもそもソフトウェアのインストールによって「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品」が構成されない場合には、直接侵害が成立する余地がないから、当該ソフトウェアの業としての生産、譲渡等が間接侵害に該当することはない。

(a) 多数の画像を表示可能なソフトウェアの場合の間接侵害

製品として流通するソフトウェアは、一の画像のみならず、多数の画像を表示し得るものであることが通例であることから、そのような多数の画像を表示可能なソフトウェアについての間接侵害の成否が問題となり得る。

¹⁸ 特許庁総務部総務課制度改正審議室編「平成14年改正 産業財産権法の解説」（2002年）37頁

¹⁹ 特許法第2条第4項は、「プログラム等」の定義として、「プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。」と規定している。この「プログラムに準ずるもの」については、コンピュータに対する直接の指令ではないためプログラムとは呼べないが、コンピュータの処理を規定するものという点でプログラムに類似する性質を有するものを意味するとされている。（特許庁編・前掲注10 8頁）

ソフトウェアは、一般に、複数の具体的なプログラム等の集合体として構成されていると理解されるものであるため、そのようなソフトウェアに内包されるプログラム等のうち、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像を生成するプログラム等について、その部分の「のみ品」該当性を考えると、当該プログラム等により生成される画像が常にその登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像である限りにおいて、当該画像を生成する以外の用途は想定されないため、当該プログラム等については、「のみ品」に該当するとの考え方が成り立ち得る。

よって、この考え方を採れば、ソフトウェア全体としては多数の画像を表示し得るものであったとしても、その中に登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像が含まれていれば、当該画像を生成するプログラム等については「のみ品」に該当すると理解されるため、当該プログラム等を内包するソフトウェアの業としての生産や譲渡等の行為は、間接侵害に該当する可能性がある。

(b) 多数の物品に用いられるソフトウェアの場合の間接侵害

ある物が「のみ品」に該当するか否かという点については、一般に、その物に経済的、商業的又は実用的な他の用途が存在するかどうかという観点から判断すべきものとされており、特許権の間接侵害に関する裁判例²⁰では、当該他の用途として、その物に抽象的ないしは試験的な使用の可能性があるだけでは足りないとするものがある。

このような考え方を採りつつ、意匠に係る物品が、ソフトウェアとこれを記録する物品との結合物として構成されることを前提とすると、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像を生成するプログラム等を内包するソフトウェアが、専ら「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品」を構成するために用いられる場合には、そのソフトウェアの業としての生産、譲渡等は間接侵害に該当する可能性がある。

一方、そのソフトウェアの経済的、商業的又は実用的な用途として、「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品」以外の物品を構成するためにも用いられるものである場合、そのソフトウェアの業としての生産、譲渡等は、間接侵害には該当しない可能性がある。

ただし、この場合、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像を生成するプログラム等を内包するソフトウェアが、二以上の互いに非類似の物品について用いられるものであって、そのうちの一の物品に用いられた場合にのみ「登

²⁰ 東京地判昭和 56 年 2 月 25 日無体集 13 卷 1 号 139 頁 [一眼レフレックスカメラ事件]

「(前略) 対象物件が特許発明に係る物の生産に使用する以外の用途を有するときは、右規定の適用のないことも当然であるが、一方、およそあらゆる物について特定の用途以外の用途に使用される抽象的ないしは試験的な可能性が存しないとはいい難く、かかる可能性さえあれば右規定の適用がないということになれば、右規定が設けられた趣旨が没却されることになりかねないことに徴すれば、右「特許発明に係る物の生産に使用する以外の用途」は、右のような抽象的ないしは試験的な使用の可能性ではならず、社会通念上経済的、商業的ないしは実用的であると認められる用途であることを要するというべきである。(後略)」

録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品」が構成されるような場合であっても、そのソフトウェアを使用可能な他の非類似物品が、例えば、極々限られた特定の製品のみであり、そのような限られた用途は商業的な用途ではないと解される場合には、そのソフトウェアの業としての生産、譲渡等は間接侵害に該当する可能性がある。

また、そのソフトウェアを使用可能な他の非類似物品が存在するとしても、例えば、据置型の機器に経路誘導機能のためのソフトウェアを追加するなど、そのソフトウェアに基づく機能の追加が実用的な用途でないとは解される場合には、そのソフトウェアの業としての生産、譲渡等は、間接侵害に該当する可能性があると考えられる²¹。

② 間接侵害を構成する行為

「のみ品」に該当するプログラム等を内包するソフトウェアについては、その業としての生産、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、電気通信回線を通じた提供を含む。）若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。）をする行為が間接侵害を構成する。

したがって、例えば次のような行為は、間接侵害を構成すると考えられる。

例1) 企業が、「のみ品」に該当するプログラム等を内包するソフトウェアを記録した記録媒体を生産する行為、及び、当該記録媒体を販売する行為

例2) 企業が、「のみ品」に該当するプログラム等を内包するソフトウェアを、インターネットを通じて配布する行為

また、特許法の間接侵害に関する裁判例ではあるが、間接侵害品を用いた直接実施行為（生産）が「業として」の実施に当たらない場合であっても、当該間接侵害品の「業として」の製造、販売が間接侵害に該当すると認めたものがある²²。

²¹ なお、一般財団法人知的財産研究所「デジタル社会におけるデザイン保護に即した意匠制度の在り方に関する調査研究調査報告書」（平成24年2月）には、「画面デザイン表示プログラムのように、基本的には1つの画面デザインを発現させる「元データ」をもって、当該画面デザインを表示する多種多様な「物品」に施されることによって、多種多様な（画面デザインに係る）意匠を作出し得ることが可能な場合も少なくないと考えられることから、そのような画面デザイン表示プログラムの場合については、特定の登録意匠との関係で「のみ品」と解することが困難となり得ることも考えられる。このような理解を前提とするのであれば、画面デザイン表示プログラムの場合、現行意匠法の下でその生産、譲渡等する行為について間接侵害は成立しにくくなることも考えられる。」との考え方も示されている。

²² 裁判例 [製パン器事件]・前掲注6

「(前略) 製パン器という商品の性質からすると、それらの被告物件は主に一般家庭において使用され、その実施行為は特許法68条の「業として」の実施に該当しないものであるから、直接侵害行為を構成することがない。しかし、同法が特許権の効力の及ぶ範囲を「業として」行うものに限定したのは、個人的家庭的な実施にすぎないものにまで特許権の効力を及ぼすことは、産業の発達に寄与することという特許法の目的からして不必要に強力な規制であって、社会の実情に照らしてゆきすぎであるという政策的な理由に基づくものであるにすぎず、一般家庭において特許発明が実施されることに伴う市場機会をおよそ特許権者が享受すべきではない

この裁判例の考え方を採ると、ソフトウェアがコンシューマ向けのものであるような場合であっても、業として行われた、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いるソフトウェアの生産、譲渡等の行為については、間接侵害が成立する可能性がある。

なお、例えば、クラウド事業者が管理提供するサーバーを用いて「のみ品」に該当するプログラム等が内包されたソフトウェアが配布された場合、発生した意匠権侵害に対するクラウド事業者の関与の度合いによっては、当該クラウド事業者も一定の責任を負う可能性があると考えられる。(後述3.(2)参照)

③ 意匠権侵害品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為

上記ソフトウェアのインストールによって構成した、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品（登録意匠と同一又は類似の画像を記録した物品）を、販売やリース等の目的で店舗や倉庫等に保管する行為は、当該登録意匠に係る意匠権の間接侵害を構成すると考えられる。

という趣旨に出るものではないと解される。そうすると、一般家庭において使用される物の製造、譲渡等（もちろんこれは業として行われるものである）に対して特許権の効力を及ぼすことは、特許権の効力の不当な拡張であるとはいえず、かえって、上記のような政策的考慮によって特許権の効力を制限した反面として、特許権の効力の実効性を確保するために強く求められるものともいえる。したがって、「その発明の実施にのみ使用する物」における「実施」は、一般家庭におけるものも含まれると解するのが相当であり、このように解することは、特許法2条3項の「実施」自体の意義には一般家庭におけるものも含まれると解されること（一般家庭における方法の発明の使用が特許権の効力に含まれないのは、「実施」に当たらないからではなく「業として」に当たらないからである。）とも整合する。（後略）

(6) 過失の推定（意匠法第40条）

意匠権侵害による損害については損害賠償を請求することができるが、通常、民法第709条の規定により損害賠償の請求をするに当たっては、その請求人が相手方の故意又は過失を立証しなければならない。一方、意匠権の場合には、登録意匠の内容が意匠公報、意匠原簿等によって公示されており、しかも侵害は業としての行為のみが該当するものであることから、意匠法第40条の規定により、侵害者は一応過失によってその行為をしたものと推定され、立証責任が転換されている。

第40条 他人の意匠権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。ただし、第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権又は専用実施権の侵害については、この限りでない。

意匠法と同様の規定を有する特許法の裁判例では、過失の推定の適用について、「特許発明の内容が特許公報、特許登録原簿等により公示されており、業として製品の製造販売を行っている業者においてその内容を確認し得ることが保障されているから、業者が製品を製造販売し又は製造方法を使用するなどの際に、公示された特許発明の内容等を確認し、上記行為が他人の特許発明を実施するものであるか否か、すなわち、他人の特許権又は専用実施権を侵害するものでないか否かを慎重に調査すべきことを期待し得るのであり、業者に対してかかる注意義務を課し得ることを基礎として」いるものであるとして、侵害行為後に訂正が行われた場合であっても過失が推定されるとしたもの²³や、弁護士・弁理士等の専門家の意見を徴しただけでは無過失を立証したことにはならないとしたもの²⁴が存在しており、実務的には、公報未発行の場合²⁵を除き、過失の推定の覆滅が認められる可能性は極めて低いと考えられている²⁶。

²³ 大阪地判平成22年1月28日判時2094号103頁

²⁴ 大阪地判昭和59年10月30日判タ543号263頁〔手提袋の提手事件〕、東京地判平成14年4月25日（平成13年（ワ）第14954号）（裁判所HP）等

²⁵ 大阪地判昭和47年3月29日判タ278号378頁〔道路用安全さく事件〕等

²⁶ なお、これまで、企業の社員である個人を主体として過失の推定の覆滅可能性が争われた裁判例は確認されていないため、例えば、企業の社員が、企業が備品として購入した登録意匠に係る画像が記録された機器を業務上使用する行為や、業務の一環として登録意匠に係る画像が記録された銀行ATMを使用する行為等について、全ての実施者が一律の注意義務を負うものと解すべきではなく、実施者は、個別の事案に応じ、現実的に対応可能な水準以上のクリアランスをする注意義務を負わないとの考え方もある。（産業構造審議会知的財産分科会「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」（平成26年2月）21頁脚注9、10参照）

3. 特定の主体による行為についての考え方

(1) エンドユーザー

画像を含む意匠について、物品にあらかじめ記録された画像は従来から意匠法の保護対象であったため、これまでも、エンドユーザーによって画像を含む登録意匠が実施され、また、それが意匠権侵害となり得る可能性はあった。

しかしながら、パソコン等の電子機器は現在広く一般に普及していることから、意匠審査基準上、従来は保護対象外としていた電子計算機の付加機能に係る画像を保護対象として取り扱う場合には、それら機器のエンドユーザーが行う行為についても、それが画像を含む登録意匠の実施や意匠権侵害となり得る場面を改めて確認しておく必要がある。

① 実施に該当する行為

意匠法第2条第3項は、「実施」の主体について何ら制限を設けていないことから、上記2.(1)を踏まえれば、エンドユーザーを主体とする場合であっても、例えば以下のような行為は、画像を含む登録意匠の「実施」に該当するものと考えられる。

- 例1) 上市後の機器があらかじめ有する機能に係るソフトウェアのアップデートを行うことにより、登録意匠に係る画像を当該機器に記録する行為
- 例2) 上市後のパソコンに特定の機能(例:文書作成機能)に係るソフトウェアをインストールすることにより、登録意匠(例:「文書作成機能付き電子計算機」)に係る画像を当該パソコンに記録する行為
- 例3) ソフトウェアのインストールによって登録意匠に係る画像を記録した物品を、使用、販売又は貸与する行為

② 「業として」の実施

意匠法第23条の規定により、意匠権の効力は登録意匠又はこれに類似する意匠の「業として」の実施に及ぶこととなるが、この「業として」の文言は、意匠権の効力から個人的家庭的な実施を排除する趣旨で設けられたものと解される(2.(2)①参照)。したがって、エンドユーザーによる個人的又は家庭的な実施は、「業として」の実施に該当せず、意匠権侵害を構成しないと考えられる。

しかしながら、「業として」の具体的意味については、営利目的に限らない点については異論がないとされている²⁷ものの、その外延を明確に示した裁判例はなく、個人的又は家庭的な実施以外の場合を広く含むと解される余地があることから、上記①に例示したような実施行為を、企業の社員が業務上行った場合には、当該企業が「業として」実施したと判断される可能性があると考えられる。

²⁷ 中山・小泉編・前掲注7〔鈴木將文〕1013頁

(2) プロバイダ・クラウド事業者

従前、意匠審査基準においては、インターネットを通じて表示される画像など、外部からの信号による画像を保護対象外と取り扱っており、加えて、パソコン等の電子計算機に記録されたソフトウェアにより表示される画像についても保護対象外と取り扱っていたため、プロバイダやクラウド事業者が画像を含む意匠の実施や意匠権を侵害する行為を行う機会はあまり想定されなかった。

今般の意匠審査基準改訂の検討においては、インターネットを通じて表示される画像など、外部からの信号による画像は引き続き保護対象外として取り扱う一方、パソコン等の電子計算機に記録されたソフトウェアにより表示される画像は、新たに保護対象として取り扱う方向であるため、サーバーやクライアント端末（パソコンやタブレット端末等）をも含み得る概念である「電子計算機」の利用に関連した事業を行うプロバイダやクラウド事業者にも、画像を含む登録意匠の実施やその意匠権侵害の観点での影響が生じ得る。

この場合、上記2.(1)③で示した、クライアント端末への一時的な機能提供を目的としたサーバーへの画像の記録が、意匠法上の意匠に係る物品の「製造」に該当しないとの考え方を採れば、例えば、自社のポータルサイト上でショッピングサービスを営むプロバイダが、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の譲渡（直接侵害行為）や当該物品の製造にのみ用いるプログラム等を内包するソフトウェアの譲渡等（間接侵害行為）を行うなど、事業者自らが侵害行為を行う場合でなければ、原則、意匠権侵害の責任を直接負うことはないと考えられる。

ただし、既存の裁判例を考慮すると、それら事業者自身が意匠権侵害行為を直接行っていないなくても、例えば、プロバイダが提供するオンラインモールの利用者（顧客）や、プロバイダ又はクラウド事業者が提供するサーバーの利用者（顧客）が、画像を含む登録意匠について意匠権侵害行為を行っている場合であって、当該プロバイダ又はクラウド事業者自身が、自ら管理するサーバーを単に顧客の利用に供するにとどまらず、顧客店舗への運営システムの提供や出店の許否等に関する管理・支配を行い、顧客から基本出店料やシステム利用料の受領等の利益を受け、顧客による意匠権侵害があることを知った又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるに至ったにもかかわらず、その後の合理的期間内に当該侵害に関する情報をサーバーから削除していないような場合には、意匠権侵害を理由として、当該顧客に対するのと同様の差止請求と損害賠償請求が、プロバイダ又はクラウド事業者に対しても認められる可能性がある²⁸。

²⁸ 例えば、商標権侵害に関する裁判例（知財高裁平成24年2月14日判タ1404号217頁〔チュッパチャップス事件〕）では、結論として事業者の商標権侵害を認めなかったものの、その傍論で「(前略)ウェブページの運営者が、単に出店者によるウェブページの開設のための環境等を整備するにとどまらず、運営システムの提供・出店者からの出店申込みの許否・出店者へのサービスの一時停止や出店停止等の管理・支配を行い、出店者からの基本出店料やシステム利用料の受領等の利益を受けている者であって、その者が出店者による商標権侵害があることを知ったとき又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるに至ったときは、その後の

また、このような場合に、プロバイダ又はクラウド事業者が意匠権侵害の主体としては認められなかったとしても、顧客との共同不法行為を理由に、当該プロバイダ又はクラウド事業者に対する損害賠償請求が認められる可能性もあると考えられる。

以上

合理的期間内に侵害内容のウェブページからの削除がなされない限り、上記期間経過後から商標権者はウェブページの運営者に対し、商標権侵害を理由に、出店者に対するのと同様の差止請求と損害賠償請求をすることができる」としている。